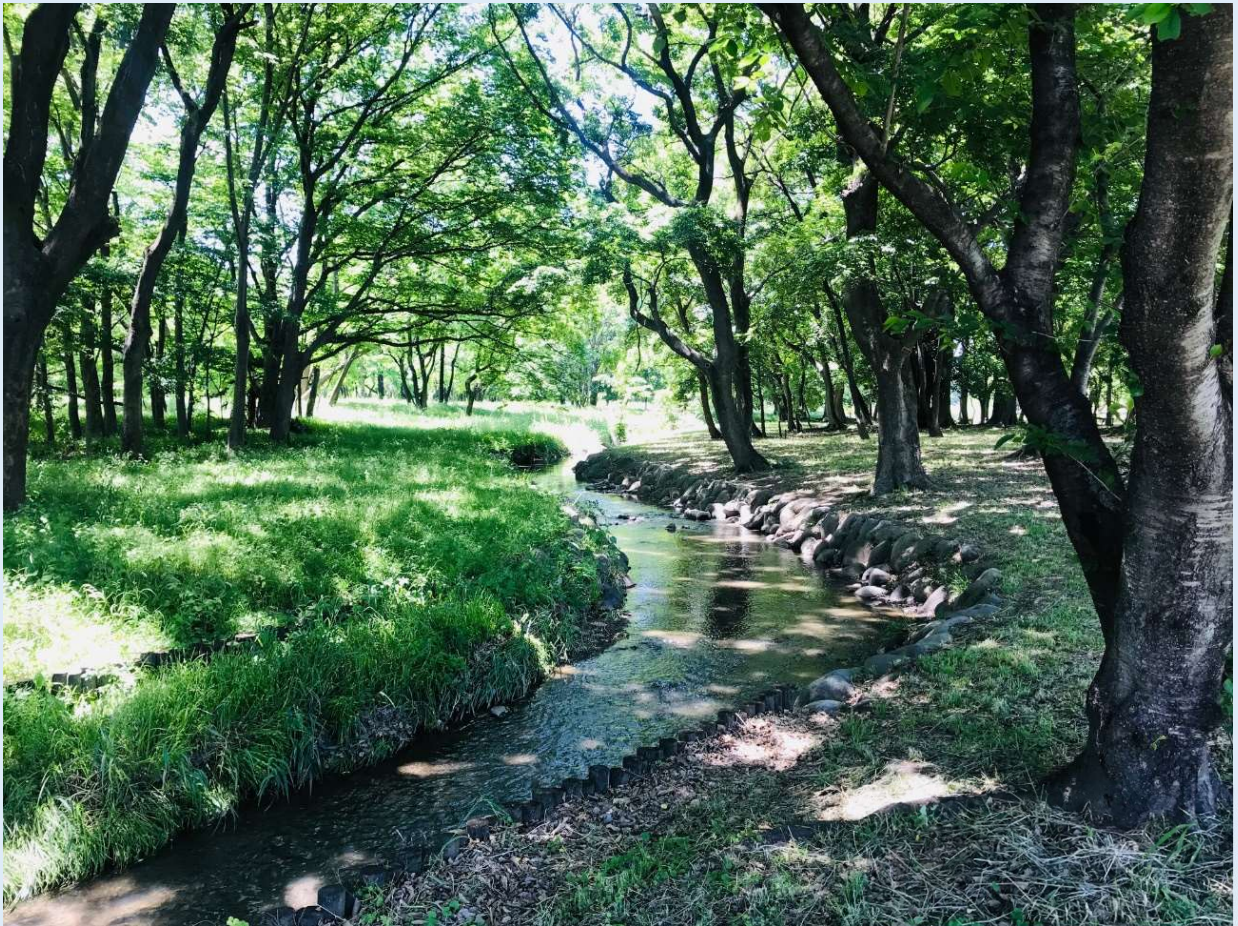


玉村町環境基本計画 (2021-2030)



令和3年6月
玉村町



目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 本計画の役割	2
第3節 玉村町環境基本計画（後期計画）	3
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 町民・事業者・行政の基本的な役割	5
第6節 計画の基本的事項	6
第2章 玉村町の現状	7
第1節 地域環境	7
第2節 気候・気象	9
第3節 生活環境	13
第4節 社会環境	28
第3章 環境保全のための施策	30
第1節 玉村町環境基本計画の環境像	30
第2節 個別テーマの課題と現状	30
第3節 環境像実現のための施策と行動	30
第4節 計画の体系	31
第4章 施策の展開	32
第1節 地球温暖化の防止	32
第2節 自然環境の保全	35
第3節 循環型社会の構築	37
第4節 安心安全な社会の構築	39
第5節 環境教育の促進	41
第5章 計画の推進—進行管理	44
第1節 計画の推進	44
第2節 計画の評価	44
第3節 計画の進行管理	45
資料編	46
1 玉村町環境基本条例及び環境審議会等	46
2 玉村町環境基本計画（2016～2020）の一般事業の取組み実績と評価	53
3 アンケート調査結果（抜粋）	62
4 玉村町環境基本計画に取り入れたSDGsの考え方	70
5 用語の説明	71

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたるようになりました。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

世界では、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や令和2年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が平成27（2015）年に採択され、環境に関する大きな転換点となりました。

SDGsは、地球上の誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

また、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」は、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本では、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」、平成30（2018）年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、地域の特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を目指すこととされました。

群馬県においても、令和2年に群馬県環境基本計画（2021-2030）を策定し、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」と施策を関連付けて推進していくこととしています。

玉村町においては、平成22年度に玉村町環境基本計画（2011-2020）を策定し、5つのテーマと個別施策を展開し、目指すべき環境像を「酸素自給率の高いまち」としてきました。

本計画は、前述の玉村町環境基本計画の計画期間が終了し、玉村町の環境をめぐる問題等も変化したことから、長期的な視点に立ち、町の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を行うため、新たな「玉村町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。本計画に基づき、町民・事業者・行政の協働により、共通の目標に向かって、良好な環境を将来に引き継いでいくことが求められています。



第2節 本計画の役割

本計画は、玉村町環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現するため、同条例第9条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに町の施策の大綱を定めるものです。

また、良好な環境の保全及び創造を図るためには、町民、事業者、行政の各主体が一体となり協働のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、町民、事業者、行政の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を規定するとともに、町民及び事業者が、良好な環境の保全及び創造に関する取り組みを進めるための指針となるものです。

また、国や群馬県の環境基本計画との整合性を図り、「第6次玉村町総合計画」における環境面を推進する計画として位置づけるものです。

【玉村町環境基本条例 第3条 「基本理念」】

- 1 環境の保全及び創造は、住民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代で継承されるように適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減すること、及びその他の行動に取り組むことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

【玉村町環境基本条例 第9条 「環境基本計画」】

- 第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玉村町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玉村町環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

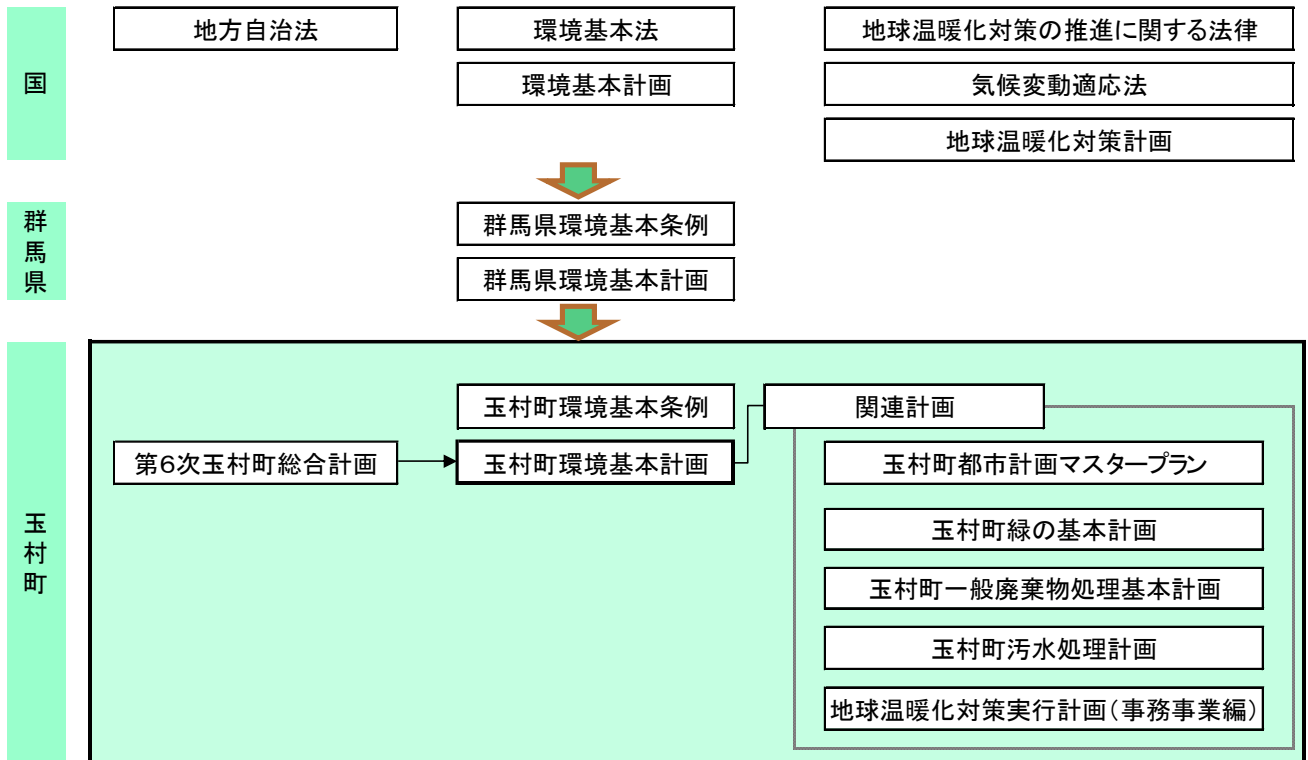
第3節 玉村町環境基本計画（後期計画）

玉村町は、平成29年2月に「玉村町環境基本計画（2016-2020）」を策定し、玉村町の豊かな自然を保全し、多くの生物から恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、目指すべき将来像を「酸素自給率の高いまち～みんなが深呼吸できる町～」とし、個別テーマに従って重点事業と目標値を設定し、取組んでまいりました。以下に個別テーマと重点事業の実績を示します。なお、「玉村町環境基本計画（2016-2020）」における一般施策の取組実績は資料編に掲載しています。

個別テーマ	重点事業名	目標	評価
地球環境の保全 ～減らそうCO ₂ ！～	温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量を1990年比6%削減	平成27年度：8,126 t-CO ₂ 平成28年度：7,859 t-CO ₂ 平成29年度：6,991 t-CO ₂ 平成30年度：6,991 t-CO ₂ 令和元年度：6,584 t-CO ₂ ※町の事務事業に係る排出量（参考）
	「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定	—	—
生物多様性の確保 ～増やそう緑！～	町内全域の各種自然調査の実施	平成32（令和2）年までに実施	水質調査は毎年度実施。生物の調査は未実施である。
	河川緑地の保全事業の推進	河川クリーン作戦参加者（年間）：1,000人	河川クリーン作戦参加者（年間）：519人（平成30年度）
循環型社会の構築 ～進めよう3R、目指そう5R！～	廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル週間の普及啓発	1人1日当たりごみ排出量（家庭用）：756g/人・日→718g/人・日	1人1日当たりごみ排出量（家庭用）：705g/人・日（平成30年度）
	バイオマスの利用検討	—	—
環境保全の取り組み促進 ～無くそう公害！～	公害防止のためのパトロールの強化	公害苦情件数：42件→31件	苦情の件数：20件（平成30年度）
	環境基本計画推進体制の確立	—	—
環境教育の促進 ～学ぼう環境！～	公共施設への再生エネルギー導入促進	公共施設への再生エネルギー導入数：1施設→5施設	公共施設への再生エネルギー導入数：3施設（玉村中学校、第四保育所、道の駅）
	環境基本計画の熟知、推進	—	—

第4節 計画の位置づけ

本計画は、玉村町環境基本条例の基本理念を踏まえ、第6次玉村町総合計画などとの連携及び整合をとりつつ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。



第5節 町民・事業者・行政の基本的な役割

現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷増大によるものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が、広域に、そして地球全体にまで影響を及ぼすといった空間的広がり、その影響が将来の世代にもわたるといった時間的広がりをもっています。

本町を取り巻く環境問題を解決していくためには、行政はもとより、町民・事業者の自主的・積極的な取り組みが不可欠となります。町民・事業者・行政がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

(1) 町民の役割

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つと言われています。このため、町民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルの見直しが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めることが必要です。

また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めていくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、町民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、率先した取組が期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、環境施策の推進にあたり、最も重要な役割を担うものであり、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、町民、事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進します。

第6節 計画の基本的事項

(1) 推進主体は、町民、事業者、行政とします。

(2) 対象地域は、玉村町全域とします。ただし、近隣市町村との連携にも配慮します。

(3) 対象とする環境の範囲は、自然環境、社会環境、地球環境とします。

(4) 目標年度を、令和 12（2030）年度とした 10 年間の計画とします。

ただし、社会経済状況が大きく変化し、新たな課題が生じて実態に合わなくなった場合や、進捗状況を点検、評価の結果、計画がそぐわないと判断された場合は、随時見直しを行います。

令和（年度）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
玉村町 環境基本計画	計画 開始 年度				計画 見直し 期間					目標 年度



第2章 玉村町の現状

第1節 地域環境

(1) 玉村町の概要

玉村町は関東平野の北西部に位置しています。標高は 57m~72m とほぼ平坦な地形です。

東は伊勢崎市、西は高崎市、南は藤岡市、高崎市、上里町、北は前橋市にそれぞれ接しています。

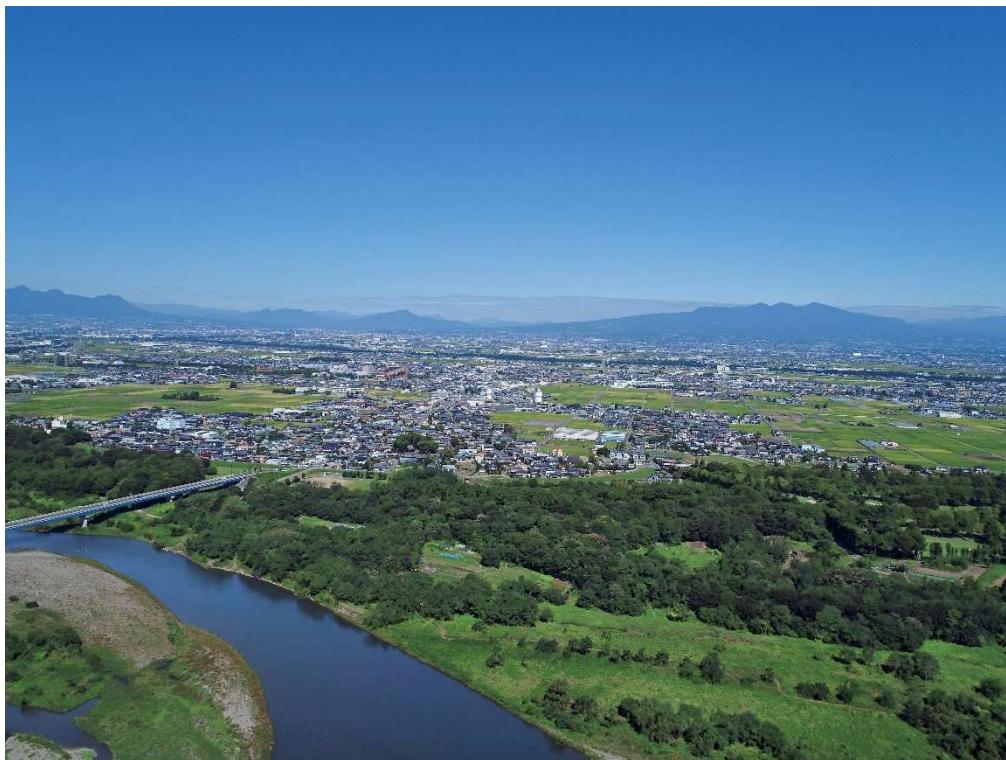
町の北側を利根川、南側を烏川が流れ、南東部で合流しています。町内には、この2つの河川以外にも藤川、滝川、端気川の一級河川が流れ、地下水に恵まれています。

主な道路は、東西に国道 354 号線、綿貫篠塚線、高崎伊勢崎線、南北に藤岡大胡線が走り、町の西端を関越自動車道が通っています。

主な産業は農業で、町の面積の約4割を田畑が占め、水田作中心（二毛作）の農業生産活動や園芸作物が栽培されています。

また、本町は高崎市や前橋市、伊勢崎市と接していることから、3市への通勤者も多くなっており、町の東部には工業団地も整備され、農業、商業、工業が一体となって発展しています。

気候では、冬は晴天が多く乾燥し、北西の季節風が強く吹きます。夏は内陸のため高温となりますが風は弱く、比較的穏やかです。年間の日照時間は 2,000 時間を超える年もあり、全国でも比較的日照の多い地域となっています。



(2) 玉村町の人口

玉村町の人口は、令和2年4月1日現在で36,312人、世帯数は15,541世帯となっています。

平成24年と比較すると、人口は1,100人減少、世帯数は1,569世帯の増加、1世帯あたりの人員は平成24年の2.68人から2.34人と約0.3人減少しています。

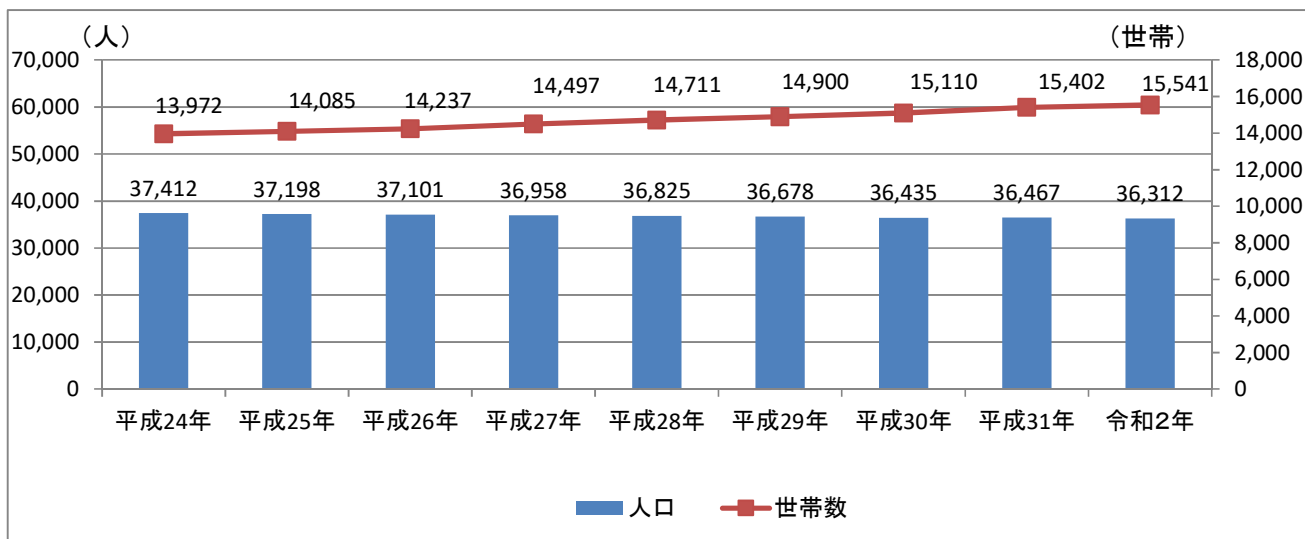


図 2-1 玉村町の人口の推移

(3) 土地利用状況

本町の総面積は2,578haとなっており、そのうち田・畑で約4割、宅地が約3割を占めています。(図2-2)

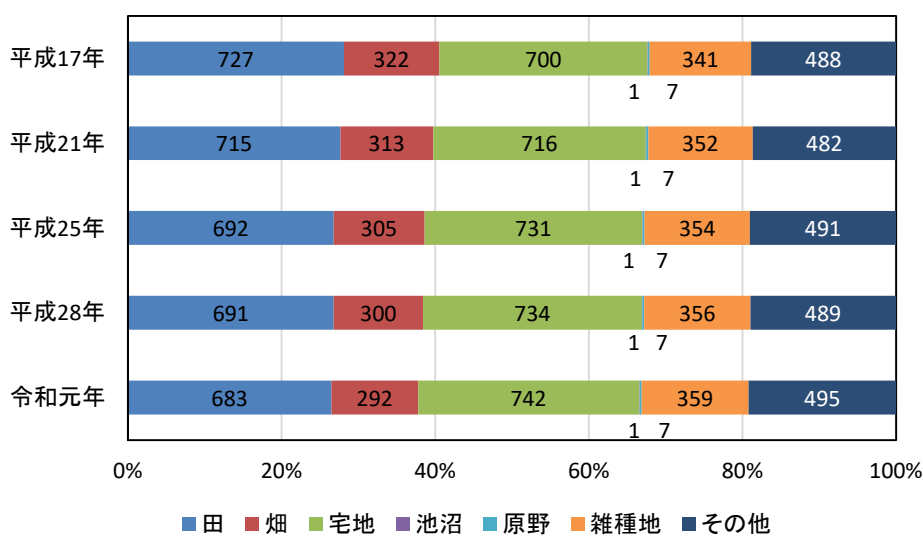


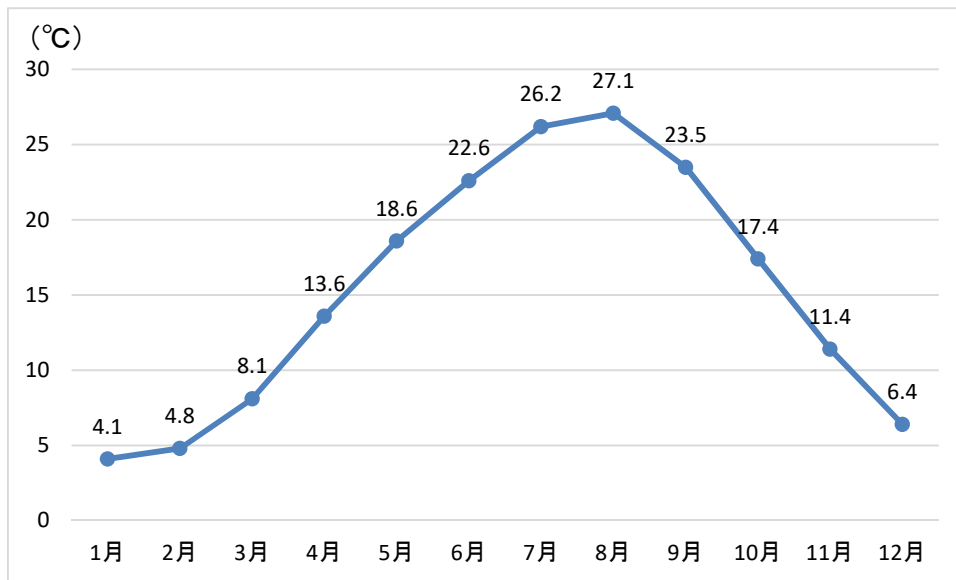
図 2-2 玉村町の土地利用割合の変化

第2節 気候・気象

以下に示す気象データは、玉村町に最も近い前橋地方気象台伊勢崎観測所（伊勢崎市宮子町）のデータを使用しています。

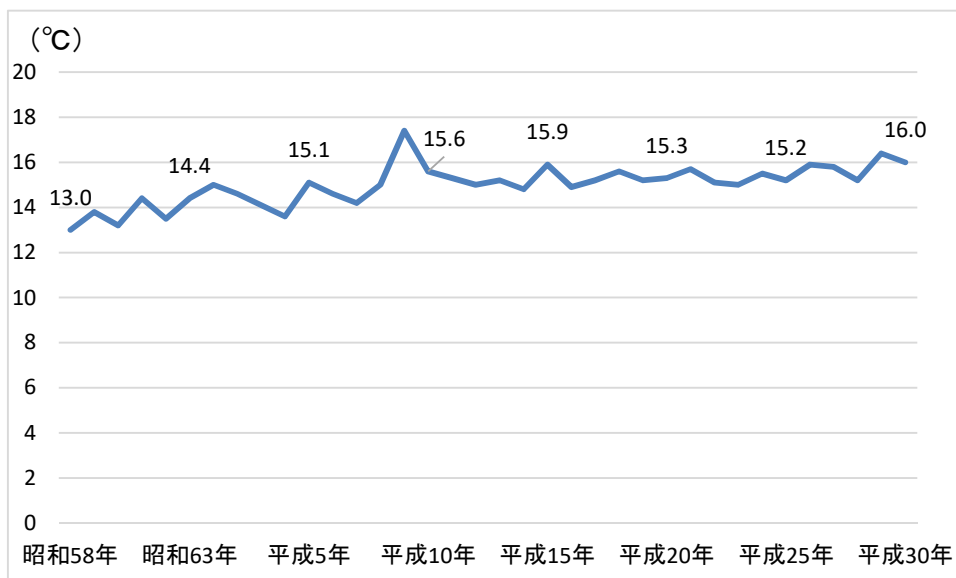
(1) 気温

過去 12 年（平成 10 年～平成 22 年）の年平均気温は 15.3℃となっています。また、過去 30 年間の平均気温の推移を見ると、上昇傾向にあります。（図 2-4）



（出典：気象庁ホームページ気象情報統計）

図 2-3 月別平均気温（平成 10 年～平成 22 年）

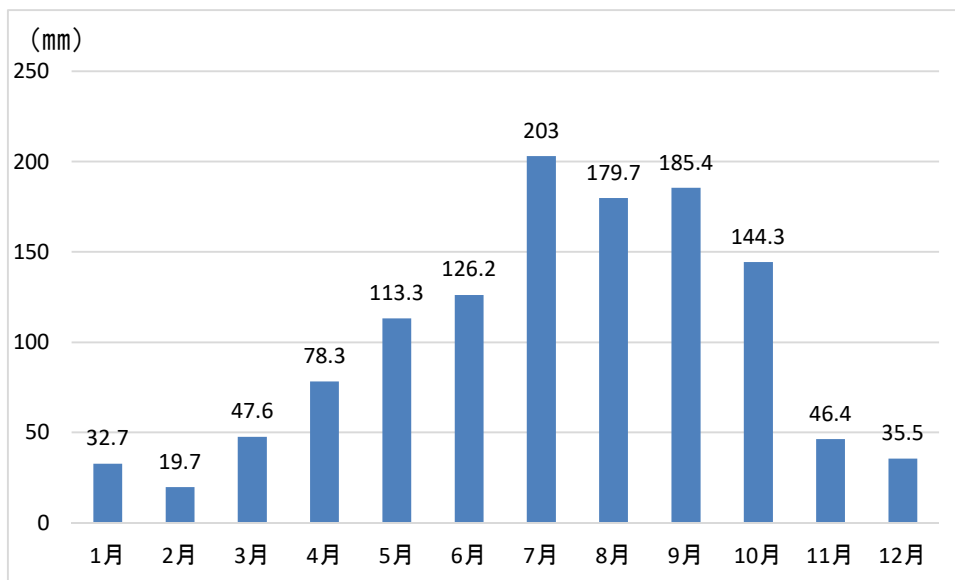


（出典：気象庁ホームページ気象情報統計）

図 2-4 年間平均気温の推移（昭和 58 年～平成 30 年）

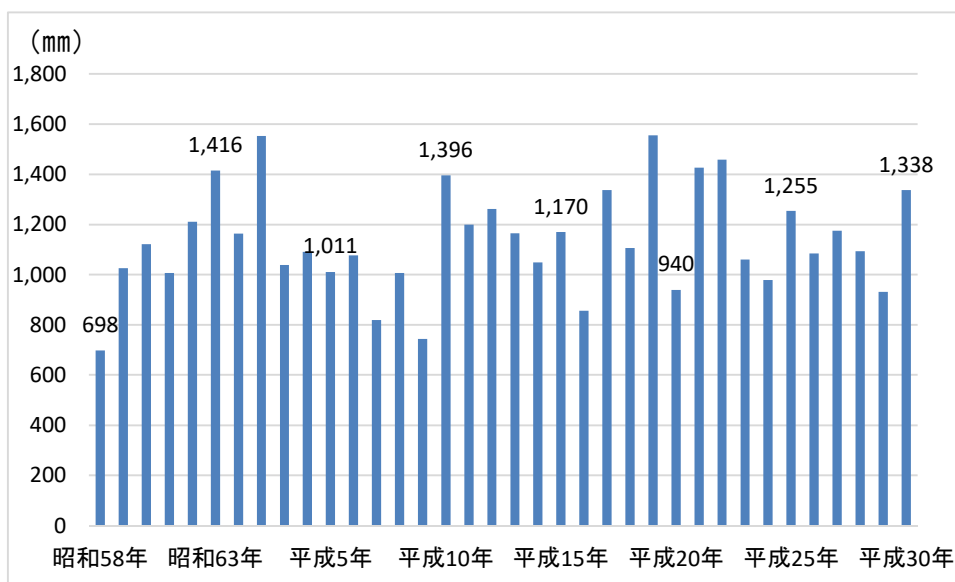
(2) 降水量

降水量は5月から10月にかけての6か月間が多く、12月、1月、2月が少ない傾向が見られます。



(出典：気象庁ホームページ気象情報統計)

図 2-5 月別平均降水量 (平成 10 年～平成 22 年)



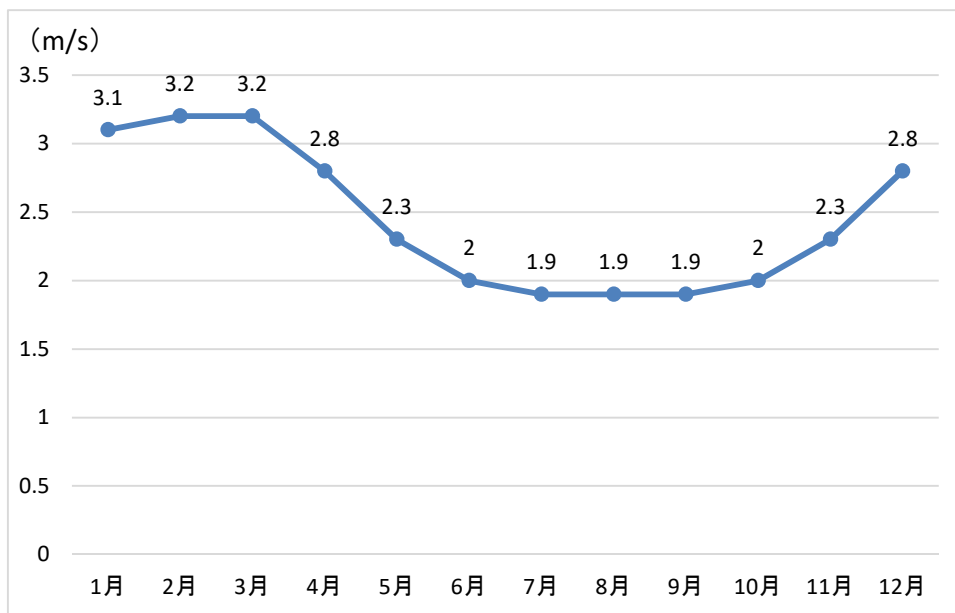
(出典：気象庁ホームページ気象情報統計)

図 2-6 年総降水量の推移 (昭和 58 年～平成 30 年)

(3) 風速

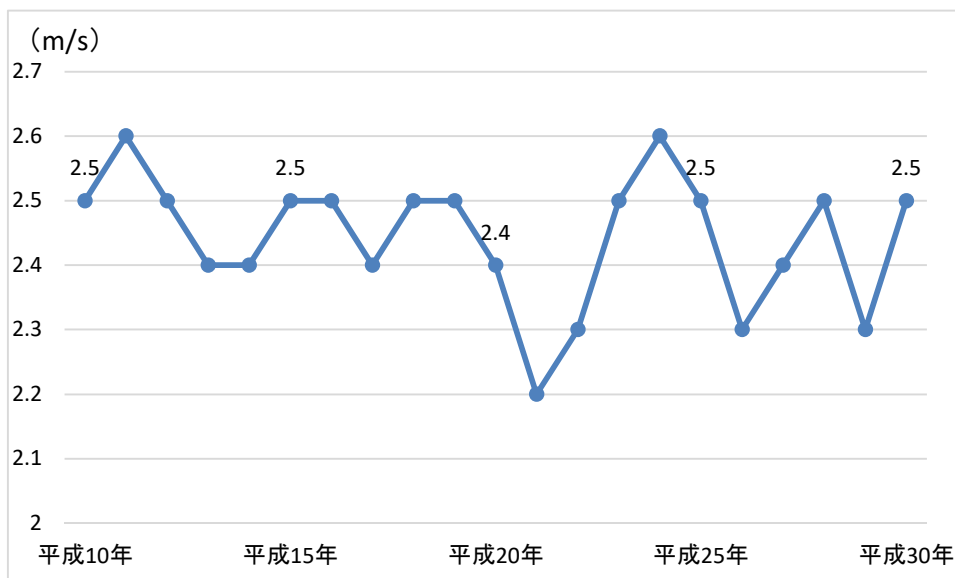
風速は、1月～3月が平均風速 3.0m/s を超え、冬季は風が強くなっていますが、7月～10月は平均風速 2.0m/s を下回り穏やかになります。

また、過去 12 年間の平均風速は、2.4m/s 前後で推移しており、長期的に見てもほぼ安定しています。



(出典：気象庁ホームページ気象情報統計)

図 2-7 月別平均風速の推移 (平成 10 年～平成 22 年)



※平成 10 年以前は観測方法が異なるため、掲載していません。

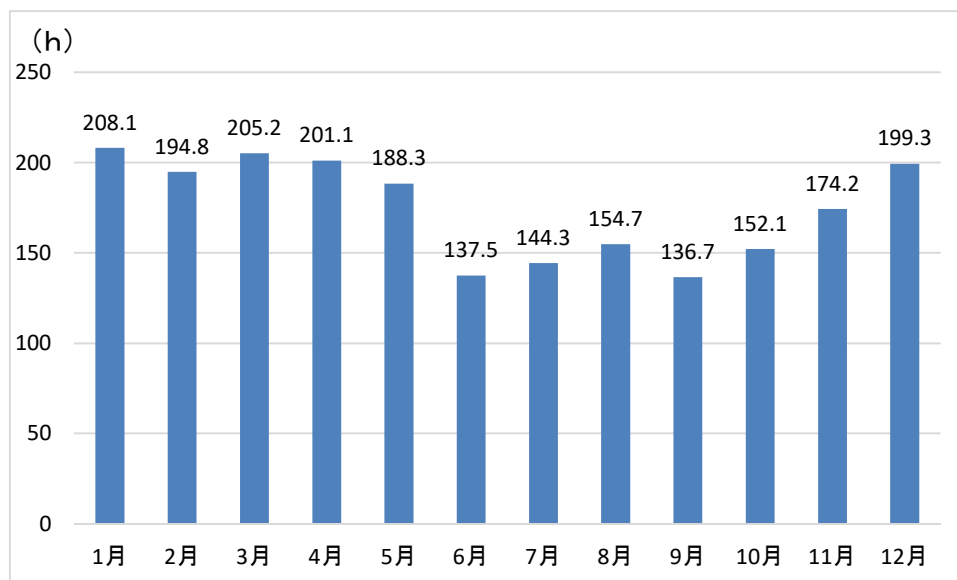
(出典：気象庁ホームページ気象情報統計)

図 2-8 年平均風速の推移 (平成 10 年～平成 30 年)

(4) 日照

過去 12 年間の年日照時間の平均は 2,107.3 時間と、比較的日照時間が多い地域となっています。

月間の日照時間は、12 月～5 月が長い傾向にあります。



(出典：気象庁ホームページ気象情報統計)

図 2-9 月別日照時間 (平成 10 年～平成 22 年)

第3節 生活環境

(1) 主要河川の水質

利根川と烏川における過去 6 年間の水質の状況推移は以下のとおりとなっています。利根川はA類型に、烏川はB類型に指定されています。(P14 表2-2参照)

表 2-1 公共用水域の水質

水域名	地点名	調査年度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100 ml)
利根川上流	福島橋 (A類型)	環境基準	6.5 以上 8.5 未満	2.0 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
		平成 26 年度	7.2	1.0	8	11	1,100
		平成 27 年度	7.3	0.5	6	11	2,200
		平成 28 年度	7.3	0.7	7	11	2,900
		平成 29 年度	7.3	0.8	13	11	1,400
		平成 30 年度	7.4	0.6	7	10	1,300
		令和元年度	7.3	0.6	13	10	4,600
烏川下流	岩倉橋 (B類型)	環境基準	6.5 以上 8.5 未満	3.0 以下	25 以下	5.0 以上	5,000 以下
		平成 26 年度	7.6	1.9	6	9.8	15,000
		平成 27 年度	7.6	1.6	9	9.4	13,000
		平成 28 年度	7.6	1.8	7	9.5	9,100
		平成 29 年度	7.8	1.5	7	9.3	30,000
		平成 30 年度	7.6	2.1	6	9.2	22,000
		令和元年度	7.7	2.3	6	9.7	14,000

(出典：群馬県環境白書)

pH：水素イオン濃度のこと。水の酸性・アルカリ性を示すものでpHが7のときは中性、これより数値の低い場合は酸性、高い場合はアルカリ性であることを示します。

BOD：生物化学的酸素要求量のこと。水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を示します。

COD：化学的酸素要求量のこと。水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量をいい、BODが生物活動によって消費される酸素量に対して、CODは純粋に化学的に消費される酸素量です。

SS：浮遊物質のこと。水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水や工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。

DO：溶存酸素量のこと。水中に溶解している酸素量をいい、有機物による汚染が著しいほど低い濃度となります。

表 2-2 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100 mℓ以下
A	水道 2 級、水産 1 級、 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/100 mℓ以下
B	水道 3 級、水産 2 級、 水浴及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5000MPN/100 mℓ以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E 以下の欄 に掲げるもの	6.0 以下 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水 3 級、環境 保全	6.0 以下 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：水産ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び 3 級の
 水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等 β 一中貧腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 町内河川・水路の水質

本町では、平成29年度まで町内25ヶ所の河川・水路で年3回（7月、12月、3月）、平成30年度以降町内2ヶ所の河川・水路で年1回の水質測定を行っています。生活雑排水や工場排水が流入する箇所もあるため、測定地点や測定時期による水質のばらつきがありますが、特に大きな問題は見受けられません。

BODについては、平成28年から上昇傾向にあり、SSについても平成29年度に再び上昇しています。

表 2-3 町内河川・水路の水質データ

調査年度	町内全調査地点平均値				
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
水温 (°C)	14.4	15.1	15.1	16.0	13.7
pH	7.7	7.9	7.7	7.9	8.1
BOD (mg/l)	4.0	4.7	3.8	5.6	7.4
COD (mg/l)	5.9	7.1	6.3	7.8	10.3
SS (mg/l)	5.9	5.4	8.3	5.3	7.4
DO (mg/l)	9.8	10.2	10.1	9.6	10.3
大腸菌群数 (MPN/100 ml)	145,183	167,317	96,300	81,051	90,398
全窒素 (mg/l)	4.6	4.3	4.4	5.2	4.5
全リン (mg/l)	0.4	0.6	0.5	0.6	0.6

(出典：玉村町環境白書)

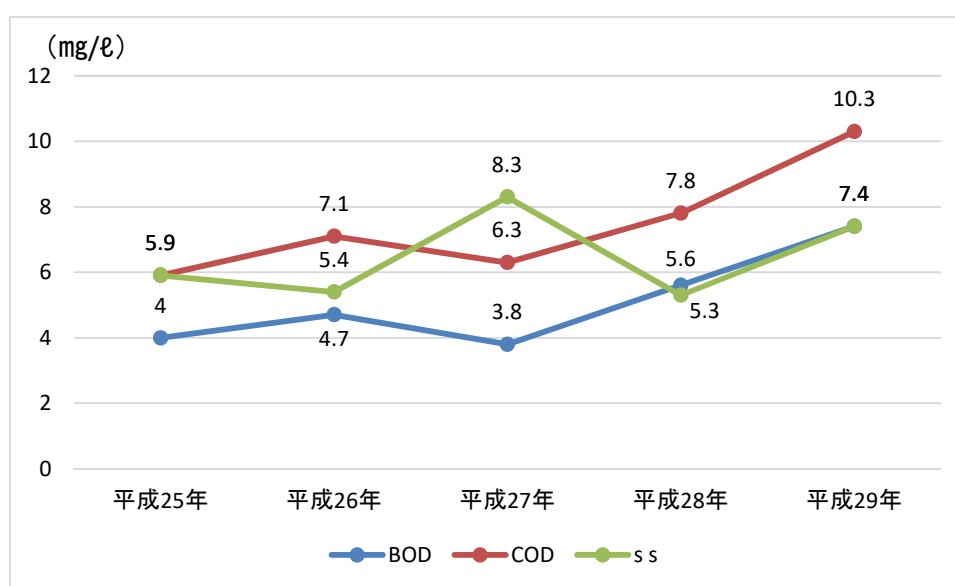


図 2-10 町内河川・水路の水質調査結果

【町内河川・水路の水質調査箇所】

町内の河川・水路において水質調査を行っている箇所は町内全域で計 25 箇所となります。
調査箇所の河川・水路名と採水地点は以下のとおりとなります。

図 2-0 各河川・水路における水質調査結果については、代表的な数値として BOD、CO
D、SS の平均値のグラフを掲載しています。

表 2-4 採水場所

番号	河川名	採水地点
(1)	藤川①	新力丸橋
(2)	藤川②	森下団地東
(3)	藤川③	飯塚・藤川排水
(4)	樋越用水①	樋越北
(5)	樋越用水②	樋越水門
(6)	高橋川①	(株)三河屋前橋工場南
(7)	高橋川②	上陽橋
(8)	古川①	板井住民センター北
(9)	古川②	板井東グラウンド入口
(10)	榎町用水	宮内歯科医院南
(11)	蛙堀	町営与六団地東
(12)	鯉沢	上茂木水門
(13)	滝川①	高井橋
(14)	滝川②	錦野橋
(15)	滝川③	新玉村ゴルフ場内南
(16)	西部土地改良排水	八幡原
(17)	南部土地改良排水	角淵ポンプ場東
(18)	角淵排水	角淵樋管
(19)	深沢	旧玉村ゴルフ場内西
(20)	管沢	旧玉村ゴルフ場内東
(21)	川井工業団地排水①	王子チヨダコンテナ(株)高崎工場南
(22)	川井工業団地排水②	新日本セシオ(株)高崎工場西
(23)	矢川①	第四保育所西
(24)	矢川②	日本橋
(25)	矢川③	五料樋管



图2-11 採水場所地図

(3) 大気

①玉村測定局における大気測定結果

玉村測定局における大気測定結果は次のとおりとなります。二酸化硫黄^{※1}、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については過去5年間環境基準値以下となっておりますが、光化学オキシダント^{※2}については、過去5年間において環境基準を達成した年はありませんでした。

表 2-5 一般環境大気測定結果と環境基準達成状況

項目／年度		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
二酸化硫黄 ^{※1} (SO ₂)	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の 2%除外値 (ppm)	—	—	0.001	—	0.002
	環境基準値 (ppm)	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物 質 (SPM)	年平均値 (mg/m ³)	0.014	0.015	0.014	0.015	0.014
	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	—	—	0.032	0.038	0.038
	環境基準値 (mg/m ³)	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	年平均値 (ppm)	0.010	0.011	0.010	0.009	0.008
	日平均値の 98%値 (ppm)	—	—	0.022	0.020	0.018
	環境基準値 (ppm)	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
光化学オキシ ダント ^{※2} (Ox)	年平均値 (ppm)	0.034	0.035	0.033	0.038	0.035
	昼間の1時間値の 最高値 (ppm)	—	—	0.152	0.131	0.144
	環境基準値 (ppm)	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060
	環境基準達成状況	×	×	×	×	×
	注意報発令日数	9	2	11	10	4

(出典：県環境白書(玉村測定局))

※環境基準達成状況 (○：達成 ×：未達成 —：測定値の記録なし)

※1 二酸化硫黄については、玉村測定局に測定設備がないため県内全測定局の平均値を記載していません。

※2 光化学オキシダントとは、大気中に存在する様々な物質が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて化学反応を起こすことにより生成される物質の総称。

大気中のオキシダント濃度が高濃度(0.120ppm以上)となり、気象条件等を考慮してその状態が継続すると判断される際には、光化学オキシダント注意報が発令されます。例年4月から9月の間に高濃度になりやすい傾向があります。近年では大陸からの移流の影響も指摘されており、広域的な問題になっています。

表2-6 環境基準・評価方法

物質名	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppmを超えるときは未達成と評価する。

②伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果

伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、非メタン炭化水素いずれの項目においても過去5年間環境基準以下となっています。

表2-7 自動車排出ガス測定結果と環境基準達成状況

年度	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		一酸化炭素		非メタン炭化水素
	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m ³)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppmC)
平成27	0.011	○	0.018	○	0.2	○	0.10
平成28	0.009	○	0.016	○	0.2	○	0.09
平成29	0.010	○	0.017	○	0.3	○	0.09
平成30	0.010	○	0.017	○	0.3	○	0.10
令和元	0.009	○	0.014	○	0.3	○	0.10

※環境基準達成状況 (○：達成 ×：未達成 —：測定不能)

(出典：県環境白書(伊勢崎測定局))

③ダイオキシン類濃度

大気中のダイオキシン類濃度については、毎年町内において3ヶ所で測定しており、これまで、環境基準を超える値が検出されたことはありませんでした。

表 2-8 大気中のダイオキシン類濃度測定値

年度	勤労者 センター	上福島農業 者研修所	原森農業者 研修所	平均値	環境基準
平成 25	0.042	0.070	0.060	0.057	0.60
平成 26	0.033	0.028	0.032	0.031	0.60
平成 27	0.033	0.033	0.019	0.028	0.60
平成 28	0.010	0.013	0.011	0.011	0.60
平成 29	0.0084	0.011	0.012	0.010	0.60

(出典：クリーンセンター)

④大気汚染防止法による特定施設

町内には大気汚染防止法による特定施設として、平成 30 年度では 130 施設が群馬県に届出されています。

表 2-9 大気汚染防止法による特定施設数

施設名 年度	ボイラ	金属溶 解炉	金属加 熱炉	焼成炉 溶解炉	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	ガスタ ービン	ディー ゼル機 関	合計
平成 26	71	2	7	24	4	2	4	21	135
平成 27	71	2	7	26	4	2	4	21	137
平成 28	71	2	7	25	4	2	4	20	135
平成 29	67	2	6	25	4	2	4	20	130
平成 30	67	2	6	25	4	2	4	20	130

(各年度 12 月 31 日現在)

(出典：玉村町環境白書)

(4) 騒音・振動

①特定工場騒音

騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく規制基準の遵守及び各種手続きは、市町村に届出されています。

町内の騒音規制法に基づく特定工場騒音における騒音状況の実態を把握するため、毎年度5つの事業所に対し騒音調査を行っています。測定の結果、規制基準値を超える場合には事業者に対し指導を行っています。

表2-10 特定工場等騒音規制基準遵守状況調査結果

年度	主たる発生源 (特定施設名)		区域	騒音レベル dB(A)	
				規制 基準値	測定値 (敷地東端, 西端, 南端, 北端)
平成 26	工場 A	空気圧縮機 送風機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	49, 58, 44, 44
	工場 B	空気圧縮機 送風機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	57, 61, 58, 63
	工場 C	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	51, 64, 69, 47
	工場 D	空気圧縮機	第 3 種区域 (近隣商業地域)	65	72, 63, 52, 49
	工場 E	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	48, 43, 48, 42
平成 27	工場 F	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	50	49, 51, 49, 47
	工場 G	送風機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	51, 50, 50, 45
	工場 H	送風機	第 2 種区域 (第二種中高層住宅 専用地域)	50	50, 51, 48, 56
	工場 I	空気圧縮機 金属加工機械	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	63, 58, 69, 62
	工場 J	木材加工機械 送風機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	58, 55, 52, 56
平成 28	工場 K	空気圧縮機 建築用資材製造機械	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	54, 62, 54, 53
	工場 L	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	54, 56, 54, 53
	工場 M	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	49, 48, 49, 50
	工場 N	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	61, 67, 75, 63
	工場 O	空気圧縮機 機械プレス	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	56, 63, 60, 54

平成 29	工場 P	空気圧縮機 送風機	第 3 種区域 (工業地域)	65	61, 70, 58, 49
	工場 Q	金属加工機械 空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	58, 60, 50, 55
	工場 R	金属加工機械 木材加工機械 空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	62, 63, 53, 59
	工場 S	空気圧縮機 印刷機械	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	50, 47, 49, 55
	工場 T	金属加工機械	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	45, 62, 60, 65
平成 30	工場 U	空気圧縮機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	65, 58, 67, 69
	工場 V	空気圧縮機 機械プレス	第 3 種区域 (工業地域)	65	63, 57, 46, 65
	工場 W	機械プレス	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	55, 61, 54, 51
	工場 X	空気圧縮機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	47, 54, 54, 50
	工場 Y	土石用粉砕機 等	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	65, 63, 60, 59

(出典：環境安全課)

②道路騒音

本町では毎年、主要地方道高崎・伊勢崎線及び県道 142 号線で道路自動車騒音を 24 時間測定しています。また、東毛広域幹線道路開通に伴い、平成 26 年度より新たに国道 354 号線の測定を始めました。

表 2-1 1 主要地方道高崎・伊勢崎線（齊田地内）騒音調査結果（単位：デシベル）

測定日	時間帯	高崎・伊勢崎線 道路面			高崎・伊勢崎線 背後地		
		基準時間帯 平均騒音レベル	環境基 準	要請 限度	基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度
平成 23 年 2 月 15 日	昼間	71	70	75	59	70	75
	夜間	65	65	70	54	65	70
平成 24 年 1 月 25 日	昼間	71	70	75	58	70	75
	夜間	66	65	70	52	65	70
平成 25 年 1 月 22 日	昼間	71	70	75	60	70	75
	夜間	66	65	70	54	65	70
平成 26 年 1 月 21 日	昼間	70	70	75	58	70	75
	夜間	65	65	70	52	65	70
平成 27 年 1 月 28 日	昼間	69	70	75	57	70	75
	夜間	64	65	70	52	65	70

（出典：玉村町環境白書）

※環境基準：都道府県知事が指定する、地域の類型及び時間の区分ごとに定められた基準。

※要請限度：市町村長が、指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとする判断基準。

表 2-1 2 県道 142 号線（旧国道 354 号線）（上飯島地内）騒音調査結果（単位：デシベル）

測定日	時間帯	県道 142 号線 道路面			県道 142 号線 背後地		
		基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度	基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度
平成 23 年 2 月 8 日	昼間	69	70	75	58	70	75
	夜間	65	65	70	54	65	70
平成 24 年 1 月 11 日	昼間	70	70	75	55	70	75
	夜間	65	65	70	53	65	70
平成 25 年 1 月 16 日	昼間	69	70	75	56	70	75
	夜間	65	65	70	54	65	70
平成 26 年 1 月 16 日	昼間	70	70	75	57	70	75
	夜間	65	65	70	53	65	70
平成 27 年 1 月 14 日	昼間	68	70	75	55	70	75
	夜間	63	65	70	51	65	70
平成 28 年 1 月 13 日	昼間	69	70	75	57	70	75
	夜間	63	65	70	53	65	70
平成 29 年 1 月 12 日	昼間	69	70	75	57	70	75
	夜間	64	65	70	53	65	70
平成 30 年 1 月 11 日	昼間	68	70	75	58	70	75
	夜間	63	65	70	53	65	70

（出典：玉村町環境白書）

表 2-1 3 国道 354 号線（南玉地内）騒音調査結果（単位：デシベル）

測定日	時間帯	国道 354 号線 道路面			国道 354 号線		
		基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度	基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度
平成 27 年 1 月 25 日	昼間	55	70	75	48	70	75
	夜間	48	65	70	42	65	70
平成 28 年 1 月 14 日	昼間	60	70	75	52	70	75
	夜間	55	65	70	46	65	70
平成 29 年 1 月 25 日	昼間	58	70	75	51	70	75
	夜間	52	65	70	45	65	70
平成 30 年 1 月 31 日	昼間	59	70	75	51	70	75
	夜間	51	65	70	43	65	70

（出典：玉村町環境白書）

表 2-1 4 関越自動車道（八幡原地内）騒音調査結果 （単位：デシベル）

測定日 （3日間）	時間帯	関越自動車道 西側			関越自動車道 東側		
		基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度	基準時間帯 平均騒音レベル	環境 基準	要請 限度
平成 23 年 2 月 4～6 日	昼間	64	70	75	57	70	75
	夜間	61	65	70	55	65	70
平成 23 年 12 月 16～18 日	昼間	67	70	75	58	70	75
	夜間	62	65	70	54	65	70
平成 24 年 12 月 14～16 日	昼間	66	70	75	60	70	75
	夜間	59	65	70	52	65	70
平成 26 年 1 月 17～19 日	昼間	64	70	75	58	70	75
	夜間	60	65	70	53	65	70
平成 27 年 1 月 17～19 日	昼間	66	70	75	60	70	75
	夜間	62	65	70	57	65	70
平成 28 年 1 月 22～24 日	昼間	65	70	75	60	70	75
	夜間	59	65	70	55	65	70
平成 29 年 1 月 13～15 日	昼間	65	70	75	58	70	75
	夜間	60	65	70	56	65	70
平成 30 年 2 月 3～5 日	昼間	65	70	75	58	70	75
	夜間	59	65	70	55	65	70

（出典：玉村町環境白書）

（5）ごみの排出量・再資源化量の推移

ここ数年、クリーンセンターに搬入されるごみの総量は減少傾向にあります。H27 年度から木質ごみの燃料化によりリサイクル率が上がっています。

表 2-1 5 玉村町クリーンセンターの一般廃棄物受入実績

項目/年度		単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
家 庭	可燃ごみ	t	7,845	7,804	7,719	7,544	7,537
	資源ごみ	t	727	724	667	691	695
	不燃ごみ	t	246	234	222	209	203
	粗大ごみ	t	772	771	850	869	944
事 業	可燃ごみ	t	3,424	4,252	4,135	3,718	3,339
	不燃ごみ	t	38	46	40	38	40
集団回収		t	689	824	828	776	724
合 計		t	13,741	14,655	14,461	13,845	13,482
1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量	玉村町 (家庭ごみ)	g/人・日	711	709	706	700	705
	玉村町	g/人・日	1,015	1,085	1,074	1,034	1,011
	群馬県平均	g/人・日	1,051	1,031	1,005	986	986
	全国平均	g/人・日	947	939	925	920	918

（出典：クリーンセンター）

表 2-16 再資源化量の推移

(単位：t)

項目/年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
紙類	944	1,065	1,025	1,007	950
紙パック	6	7	6	5	4
紙製容器包装	—	15	16	46	48
金属類	282	277	292	267	259
ガラス類	262	258	256	237	236
ペットボトル	92	92	90	90	94
白色トレイ	2	2	1	2	2
プラスチック類	18	61	77	—	—
布類	6	9	14	30	42
焼却灰・飛灰等のセメント原料化	—	0	—	—	51
その他※	—	79	572	681	734
合計	1,612	1,865	2,349	2,365	2,420
ごみ総排出量	13,741	14,655	14,461	13,845	13,482
玉村町リサイクル率 (%)	11.7	12.7	16.2	17.1	17.9
群馬県平均リサイクル率 (%)	15.2	15.1	15.7	15.4	15.6
全国平均リサイクル率 (%)	19.9	20.2	20.3	20.4	20.6

※その他には、木質燃料化、ガラス陶磁器くず、充電電池、廃家電、自転車、リユース家電、電気釜容器、蛍光灯、乾電池などが含まれます。

(出典：クリーンセンター)

(6) 上水道

総配水量は、平成 27 年をピークに、減少傾向で推移しています。家庭用の 1 人 1 日使用水量は 370ℓ 程度で横ばいとなっています。

表 2-17 上水道の使用状況

年度	総配水量 (t)	1 日平均配水量 (t)	1 人 1 日使用水量 (家庭用：ℓ)
平成 26	5,108,202	13,995	377
平成 27	5,237,290	14,348	364
平成 28	5,069,159	13,850	379
平成 29	4,980,737	13,464	375
平成 30	4,872,854	13,350	366

(出典：上下水道課)

(7) 下水道

汚水処理事業の普及率（行政人口に占める処理区域内人口比率）は年々上昇傾向となっており、平成 30 年度では 81.5%となっています。

また、接続率（処理区域内の住宅のうち接続している戸数の比率）は平成 30 年度に 90.3%となりました。

表 2-18 汚水処理事業の状況

年度	行政人口	処理区域内		普及率 (人口%)	利用状況（接続）		接続率 (戸数%)
		人口	戸数		人口	戸数	
数 式	①	②	③	②÷①	④	⑤	⑤÷③
平成 26	36,958	26,779	10,213	72.5	23,416	8,741	85.6
平成 27	36,825	27,476	10,492	74.6	24,867	9,073	86.5
平成 28	36,678	28,148	10,719	76.7	25,538	9,375	87.5
平成 29	36,435	28,789	10,975	79.0	26,139	9,700	88.4
平成 30	36,467	29,738	11,121	81.5	26,771	10,042	90.3

※行政人口は各年度末現在

(出典：上下水道課)

(8) 苦情件数

玉村町役場に寄せられた公害苦情の推移は以下のとおりとなります。平成 28 年度まで増加していましたが、平成 29 年度からは減少しています。苦情内容について、特に、大気汚染・悪臭の件数が多くなっており、その多くは野焼きが原因となっています。また、近年は住民の高齢化や空き地の増加などにより、雑草や樹木の苦情が増えています。

表 2-19 公害苦情件数の件数

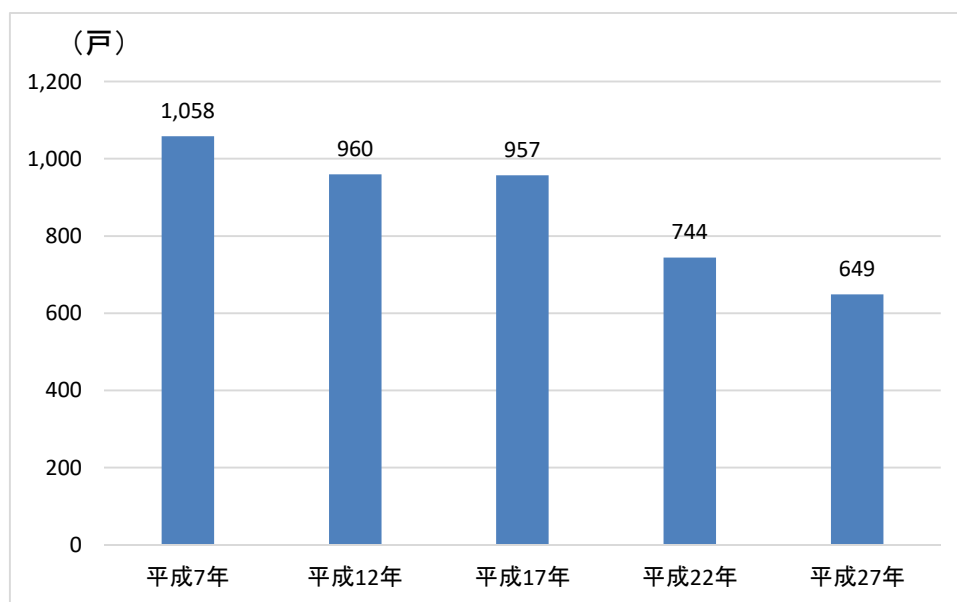
年度	大気汚染・ 悪臭	水質汚濁	騒音・振動	合 計
平成 26	17	5	4	26
平成 27	20	1	7	28
平成 28	22	4	6	32
平成 29	14	2	13	29
平成 30	13	0	7	20

(出典：玉村町環境白書)

第4節 社会環境

(1) 農業の状況（農家数の推移）

農家数（専業農家、兼業農家、自給的農家の合計）は、減少傾向が続いており、特に平成22年、27年の減少が著しく、平成27年度は平成7年に比べ409戸減少しています。

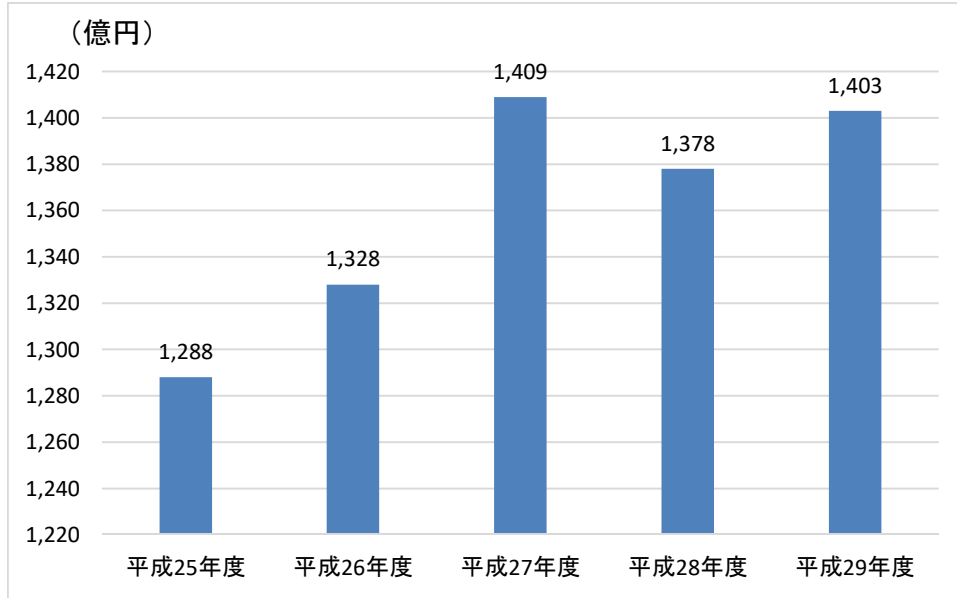


(出典：群馬県統計)

図 2-1 2 農家数の推移

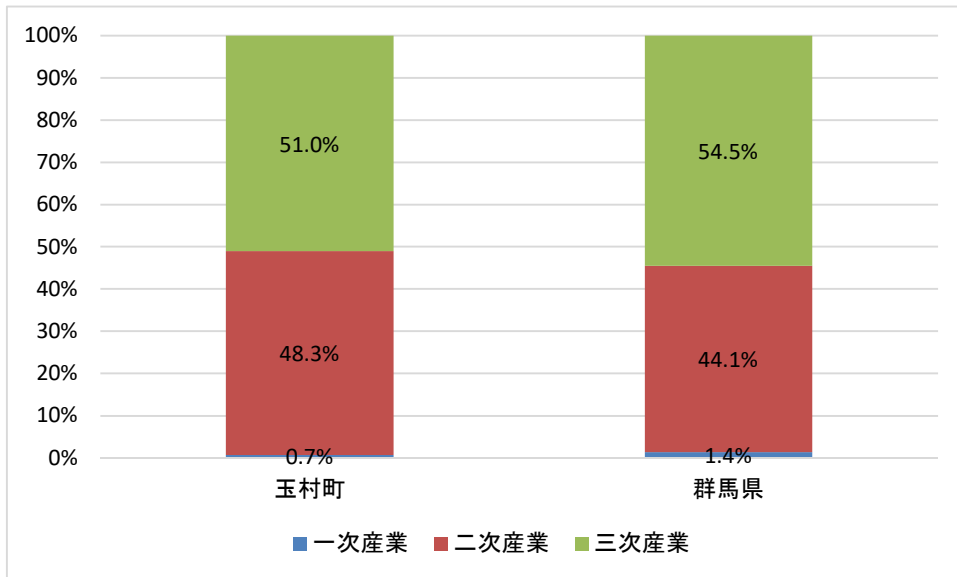
(2) 町内総生産

本町での総生産額は、1,300 億円前後で推移しています。また、平成 29 年度における町内総生産の内訳は、一次産業が 0.7%、二次産業が 48.3%、三次産業が 51.0%となっています。



(出典：群馬県統計)

図 2-1 3 町内総生産の推移



(出典：群馬県統計)

図 2-1 4 町内総生産の内訳比較 (平成 29 年度)

第3章 環境保全のための施策

第1節 玉村町環境基本計画の環境像

まちづくりの基本となる「第6次玉村町総合計画」では、町の目指すべき将来像を「暮らすなら、ここがいい。」とし、実現するために6つの重点目標を掲げています。重点目標のうち「生活しやすい環境をつくる」、「たまむらの良さを次世代につなぐ」において玉村町の環境に関する項目が挙げられています。

私たちには、緑や水辺、歴史的環境資源などの残された貴重な環境を保全し、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動等を見直すことで、より良い環境づくりを進め、安心して住める町を構築していくことが求められています。

玉村町の豊かな自然を保全し多くの生物からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、当初計画の理念を継承し、目指すべき環境像を以下のように定めます。

たまむらの自然をいつまでも
～安心な生活と共に～

第2節 個別テーマの課題と現状

個別テーマに関する現状と課題を抽出します。町の現状を踏まえ、今後どのように行動して行けばよいかの整理を行います。

第3節 環境像実現のための施策と行動

環境像を実現するための町の基本施策をテーマごとに示し、重要性や効果を考慮した基本施策を次のように位置づけます。

〈重点施策〉

特に重要であると考えられるもの、緊急に取り組む必要のあるもの、様々な波及効果が期待できるものなどをテーマごとに重点的に取り組む施策です。

〈基本施策〉

重点施策以外で、各環境目標の実現に向け、町の豊かな自然や人々の暮らしを守るための施策です。

〈町民・事業者の取り組み〉

環境目標達成のためには、行政だけではなく、町民や事業者の協力が不可欠です。町の実施する環境施策の効果をさらに高め、環境目標を達成するために、町民や事業者の望まれる行動をテーマごとに示します。この取り組みを参考にし、日常的に身の回りの環境に配慮した行動をとることが重要です。

第4節 計画の体系

玉村町環境基本計画（2021-2030）の体系を以下に示します。

計画の目的と体系の構成

目的：玉村町の環境を守り環境像「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と共に～」の達成。

計画の体系：5つの基本目標と8つの重点施策、17の基本施策の設定。

目指すべき環境像	基本目標	施策	対応するSDGsの目標	
たまむらの自然をいつまでも 安心な生活と共に	地球温暖化の防止	重点	重点1 「玉村町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定	       
			重点2 公共施設への再生可能エネルギー導入促進	
		基本	基本1 省エネルギー・自然エネルギーの利活用	
			基本2 自動車の使用抑制と交通の円滑化	
	自然環境の保全	重点	重点3 町内全域の各種自然調査の実施	
			重点4 河川緑地の保全事業の推進	
		基本	基本3 森林資源の保護・有効活用	
			基本4 植栽運動の推進	
	循環型社会の構築	重点	重点5 廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発	
			基本5 ゼロエミッションとライフサイクルアセスメント	
		基本	基本6 グリーン購入の推進	
			基本7 水資源の節約	
			基本8 ごみ処理システムの再設計	
			基本9 発生抑制と分別の意識啓発	
	安心安全な社会の構築	重点	重点6 公害防止のためのパトロール強化	
			重点7 環境基本計画推進体制の確立	
		基本	基本10 親水空間の保全・創造	
基本11 有害物質等の発生抑制・管理の徹底				
基本12 騒音・振動対策				
基本13 下水道への接続推進と排水への配慮啓発				
環境教育の促進	重点	重点8 環境基本計画の熟知・推進		
	基本	基本14 自然愛護思想の普及拡大		
		基本15 情報提供		
		基本16 環境美化意識の向上		
		基本17 食糧問題への意識啓発		

第4章 施策の展開

第1節 地球温暖化の防止

☆現状と課題☆

大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロンなどの温室効果ガスは、地球を暖かく保つ役割を果たしています。地球にはたくさんの生物が生息していますが、これらのガスは、生物の住みやすい環境を保つ上で、なくてはならない存在となっています。

しかし、温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎて気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これが地球温暖化の原因とされています。

地球温暖化は、自然由来の要因と人為的な要因に分けられます。20 世紀後半の地球温暖化に関しては、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、平成 19（2007）年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発刊した第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率が9割を超えていると評価されています。

平成25年のIPCCの第5次評価報告書によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇したとされ、最近30年の各10年間は1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

さらに、同報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末（2081～2100年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3～1.7℃上昇する可能性が高くなります。平均海面水位は、最大82cm上昇する可能性が高いと予測されています。

地球温暖化を防止するためには、行政が主体・先導役となり、町が実施するあらゆる事務及び事業について、地球環境負荷低減に向け、配慮に努めることが大切です。

国では、平成27年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で令和2年以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」採択後、平成30年4月に「第5次環境基本計画」、6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」さらに、7月に「第5次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割や環境保全施策の推進に向けた具体的な指標などを示しました。

“地球”という大きな枠組みの中であっても、町民・事業者・行政の小さな活動の継続によって地球全体の環境保全へとつながります。このような意識の定着を図るとともに、町民や事業者の活動に対する支援等を促進することが大切です。

本町における温室効果ガス排出量は減少傾向で推移しています。2050年に向けた、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すため、今後も、温室効果ガス排出量の削減に向け、取組みを実施していきます。

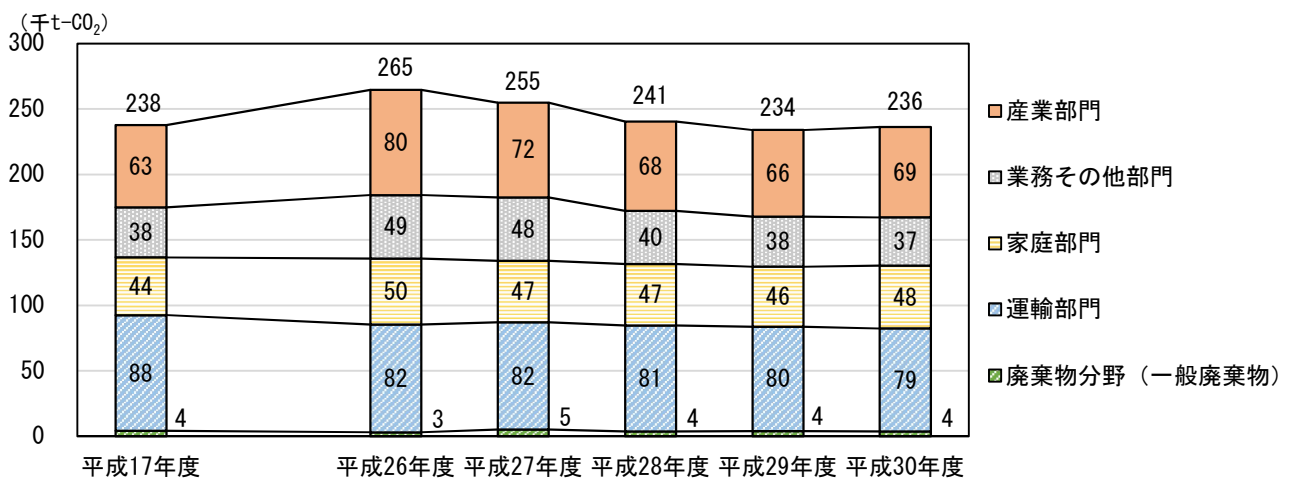
【気候変動に対する緩和策と適応策】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

平成 30 年 6 月には、「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月 1 日に施行されました。この中で気候変動適応の法的位置づけを明確にし、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なるため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となり、地域の実状に応じた施策を展開することが重要となります。



（出典：環境省「自治体排出量カルテ（玉村町）」）

図4-1 玉村町の温室効果ガス排出量の推移

☆アンケート結果☆

町民アンケートでは、「今後、環境に関するどのような情報を知りたいですか？」の質問に対し、87.2%の人が「異常気象（ゲリラ豪雨・洪水、干ばつ、熱波など）」、45.8%の人が「地球温暖化・オゾン層破壊」について知りたいと回答しました。

事業者アンケートでは、22.6%が「地球温暖化」に関心があると回答しています。

☆重点施策☆

「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定

国や県では、2050 年に向け、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針であり、本町においても 2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

この目標を達成するために、町域から発生する温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量抑制のための計画「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、総合的・計画的に温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

公共施設への再生可能エネルギー導入促進

学校や、公共施設に導入することによって、子どもの頃から再生可能エネルギーに対する理解・意識の高揚が図れるとともに、広く地域に開放することにより、住民の再生可能エネルギーや環境に対する意識の高揚を目指します。

☆基本施策☆

施策名	所管課
省エネルギー・自然エネルギーの利活用	
環境家計簿普及活動	環境安全課
オフィスの節電活動推進	環境安全課
「緑のカーテン」普及事業の推進	環境安全課
省エネルギー設備機器の普及促進	環境安全課
町有施設へのソーラーシステム・省エネ機器の導入	総務課
自動車の使用抑制と交通の円滑化	
自転車道・歩道の整備促進	都市建設課
事業所に対する自転車通勤・エコドライブの啓発	環境安全課
自転車及び低公害車の普及推進：公用車への低公害車導入	総務課
巡回バスをはじめ公共交通の充実を図る	環境安全課
道路整備による渋滞改善	都市建設課

町民の取組

- ・節電やこまめな消灯、宅配便の再配達防止、クール（ウォーム）シェアなど省エネルギー型のライフスタイルを実践する。
- ・省エネルギー性能の高い家電製品への買換えに努める。
- ・通勤、通学、買い物など移動時の公共交通機関や徒歩、自転車を利用する。
- ・ふんわりアクセル等のエコドライブの実施や次世代自動車の購入に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた住宅の新改築を検討する。

事業者の取組

- ・クール（ウォーム）ビズやエコドライブ等の環境負荷の少ない事業活動を推進する。
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努める。
- ・ふんわりアクセルなどエコドライブの実施や次世代自動車の購入に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた事務所の新改築を検討する。
- ・製品・サービスの原材料の調達、製造、供給時における環境負荷の軽減を図る。

第2節 自然環境の保全

☆現状と課題☆

生物の生息環境の破壊や外来種の侵入等により、生物や生態系の多様性が地球規模で急速に失われつつあります。私たちの暮らしが、生物多様性を基盤として成り立っていることから、許容の範囲を超えた人為的影響で生物種等を絶滅に追い込むことは、私たち人類の存在基盤を弱体化することにもなりかねません。

本町は利根川と烏川に囲まれ、その河川敷の森林には多くの動植物が生息しており、生き物が暮らす生態系が継続的に保全されていくことが求められております。本町でも、哺乳類ではアライグマ、魚類ではブルーギル、コクチバス、昆虫類ではアカボシゴマダラ、クモ類ではセアカゴケグモ、植物ではオオキンケイギクなどの特定外来生物が発見されており、特定外来生物対策が必要になってくるものと考えられます。

また、特定外来生物ではないものの、シカやイノシシ、ハクビシンについても生息が確認されており、農作物の被害を食い止める対策が必要です。

生物多様性の確保には、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいく必要があります。

そのためには、本町において重要となる動植物の種類や個体数が町内にどのくらい存在するか実態を把握する必要があります。

☆アンケート結果☆

町民アンケートでは、野生生物の数や種類の減少の現状について知っている人は、55.4%となりました。

環境保全のための行動で必要と考えられるものについて、「身近な緑の保全・創造」が9.6%、「野生生物のすみかの確保」は1.2%の人が必要であると考えています。

☆重点施策☆

町内全域の各種自然調査の実施

住民参加で身近な生き物の調査を実施し、生物多様性の保護・保全についての理解を深めるとともに、体験を通じて自然の大切さを共に考えていきます。調査は、定期的の実施し、町内の自然環境の変化を確認していきます。

河川緑地の保全事業の推進

河川緑地は、多くの動植物が生息・生育し、人間にとって豊かな恵みを与えてくれる貴重な空間であり、新緑や紅葉など四季折々の美しい景観を見せてくれます。

この河川緑地を、持続可能なまちづくりの重要なポイントとして保全活動を推進します。

数値目標

河川クリーン作戦参加者（年間） 1,000 人を目標

☆基本施策☆

施策名	所管課
森林資源の保護・有効活用	
緑の基本計画の着実な推進	都市建設課
施設緑地の拡充	都市建設課
森林公園等の保全	都市建設課
植栽運動の推進	
イベントでの苗木の配布	環境安全課
ふれあい農園等遊休地の活用	経済産業課

町民の取組

- ・ 自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・ 自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図る。
- ・ 自然公園における動植物の保護や美化清掃等の適正な利用に努める。
- ・ 街路樹や公園等の身近な自然を大切にする。
- ・ 家の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。
- ・ トレッキングや野外キャンプでは、自然の保護に努め、ごみは必ず持ち帰る。

事業者の取組

- ・ 自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・ 自然とふれあうレクリエーション等の活動を実施し、従業員の心身の健康増進を図る。

第3節 循環型社会の構築

☆現状と課題☆

廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの実現が今後重要となっています。

近年では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））のほかに、過剰包装などを断り、ごみになるものは受け取らず、ごみの減量をする（Refuse）、修理できるものは修理して使うこと（Repair）の重要性が高まり、5Rとしての活動が広がっています。

玉村町クリーンセンターへ搬入されるごみの量は減少傾向となっており、平成30年度には、前計画での1人1日当たりのごみ排出量（家庭用）の目標値（718g/人・日）を達成している状態です。しかし、本町は焼却残渣や不燃残渣を草津町にある最終処分場に埋め立てているため、残余容量確保のためにも、今後も引き続きごみの減量化を目指す必要があります。

不法投棄問題についても、本町は例外ではありません。特に河川敷への不法投棄が目立ちます。

さらに、国道や県道沿いではポイ捨てごみも多く、町内を通過する外来者にも原因があると考えられます。

☆アンケート結果☆

町民アンケートでは、「ごみ減量化を推進するにあたり、どのような取り組みが重要であると考えられますか？」という質問に対し、「買い物にはレジ袋の代わりに「マイ・バッグ」を持参」が78.8%と最も多くなりました。

「環境美化・リサイクル活動について、あなたはどのように思われますか？」という質問に対し、「時間的、生活的に余裕があれば参加したい」が39.1%と最も多くなりました。

☆重点施策☆

廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発

建設副産物の再生利用、排水処理汚泥の堆肥化など、事業により発生するごみの減量化を促進します。また、事業者に対してもごみ減量化や事業系一般廃棄物の適正処理などの啓発と指導に努めます。町民には、広報などを通じてごみ減量意識の啓発、5R運動などの普及啓発を推進します。また、群馬県における「食品ロス『ゼロ』」宣言に準じ、本町における食品ロスの削減を目指します。

数値目標

1人1日当たりごみ排出量（家庭用）の減少:705g/人・日→約670g/人・日（令和12年度）

☆基本施策☆

施策名	所管課
ゼロエミッションとライフサイクルアセスメント	
事業所に対する普及・推進(ゼロエミッション)	経済産業課
グリーン購入の推進	
グリーンコンシューマー運動の普及啓発	環境安全課
エシカル消費の普及啓発	環境安全課
水資源の節約	
水資源の有限性・重要性の啓発	上下水道課
下水道処理水の有効利用策の検討	企画課
ごみ処理システムの再設計	
広域連携と町の役割の明確化	環境安全課
分別の細分化	環境安全課
生ごみ堆肥化の検討	環境安全課
次世代型処理システムに関する情報収集	環境安全課
収集の有料化・デポジット制などの制度研究	環境安全課
産業廃棄物等の適正処理推進	環境安全課
発生抑制と分別の意識啓発	
焼却ごみの削減	環境安全課
小売店に対する過剰包装是正についての普及・啓発	環境安全課
分別方法についての啓発	環境安全課
剪定枝などの未利用資源の活用	環境安全課
役場及び公共施設からの廃棄物減量	総務課
公共工事・土木建築事業でのリサイクル推進	都市建設課
剪定枝、畜産ふん尿、麦わら等未利用資源の有効活用	経済産業課

町民の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ごみのポイ捨て等を行わないように努める。
- ・生ごみ処理機を積極的に利用し、生ごみの削減に努める。

事業者の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ポイ捨ての禁止やごみの分別など、従業員に対する社内教育を実施する。
- ・分解性に優れた素材の開発・利用に努める。
- ・プラスチック素材の回収及びリサイクルを実施する。

第4節 安心安全な社会の構築

☆現状と課題☆

社会における安全・安心を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

町内を流れる利根川や烏川の水質は概ね良好ですが、町内の普通河川や水路では生活雑排水の流入により水質が悪化している箇所もあります。町内における水質汚濁防止法による特定施設数は平成26年では111施設ありましたが、平成30年で105施設と減少しています。

また、工場や事業場などからの騒音・振動については、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、本町に寄せられる公害苦情件数は減少傾向にあります。しかし、近年の傾向として発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、様々な発生源からの被害が苦情として寄せられています。

工場排水に含まれる化学物質や農地で使用される農薬類は、土壌や地下水へ浸透し、濃度によっては、私たちの健康を脅かす場合もあるので、町民が安心・安全に暮らしていけるよう、公害防止及び環境保全の指針となる制度づくりを進めるとともに、水と緑に代表される自然の循環サイクルを守り、さらなる緑地面積の増加を図るための施策を検討します。

また、ごみの排出量削減や再利用などの取り組みを喚起し、町民レベルで環境負荷を軽減する施策づくりを促進します。

環境基本計画は、誰かが特別な行動をするものではなく、多くの人が参画することにより目的が達成されます。

町民は、日常生活において環境に配慮した行動をとることを心掛け、事業者は、事業活動に伴い生じる環境負荷を軽減するための取り組みを推進し、町は地域の取り組みの調整役や推進役となり、地域における情報の共有化の中核として環境保全のための取り組みを促進し、それら町民・事業者・行政の取り組みを一体とし地域環境を構築することが望まれます。

☆アンケート結果☆

事業者アンケートでは、「貴事業所では、直近5年間の間に苦情はありましたか？」という質問に対し、「苦情はない」が90.3%となりました。

苦情を受けた際の内容は、雑草などの苦情が50.0%と最も多くなりました。

☆重点施策☆

公害防止のためのパトロールの強化	
町民の生活環境を守るため、パトロールを強化するとともに、防犯パトロールなどと連携し、様々な機会に町の環境についてパトロールを行います。	
数値目標	公害苦情を減らす:20件→10件（令和12年度）

環境基本計画推進体制の確立
環境基本計画の策定後は、概要版の配布やホームページへの掲載など、広く町民に普及・啓発を行い、町民の環境に対する意識の高揚を目指します。また、教育関係者や自然体験活動に取り組んでいる人などを対象に研修会等を開催し、人材の育成を行い、玉村町環境基本計画を確実に実行し、推進する体制を整えます。

☆基本施策☆

施策名	所管課
親水空間の保全・創造	
水辺空間の美化・清掃	都市建設課
流域他市町村との連携(河川愛護活動等)	都市建設課
有害物質等の発生抑制・管理の徹底	
焼却灰・飛灰の適正処理	環境安全課
事業所焼却炉の規制と指導	環境安全課
農薬・化学肥料の適正な使用の徹底	経済産業課
自家焼却の自粛と野焼きの規制	環境安全課
騒音・振動対策	
騒音・振動の実態把握と情報提供	環境安全課
監視・測定の実施と事業所等への指導徹底	環境安全課
道路補修と植栽による自動車騒音の軽減	都市建設課
不法改造車の取り締まり要請	環境安全課
下水道への接続推進と排水への配慮啓発	
下水道整備済み区域での接続促進	上下水道課
台所排水への配慮啓発	環境安全課
水質汚濁の実態把握と情報提供	環境安全課

町民の取組

- ・環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・環境に配慮した次世代自動車を購入・検討する。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用に努める。

事業者の取組

- ・ 事業活動において、大気汚染に関する管理目標を設定する。
- ・ 定期的な排出ガスの測定調査等を行い、大気保全を徹底する。
- ・ 大気汚染防止設備を定期的に点検・整備する。
- ・ 粉じん飛散防止対策を徹底する。
- ・ 事業活動において、環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・ 業務で使用する車両について、環境に配慮した次世代自動車の購入に努める。
- ・ 事業活動において、徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用に努める。

第5節 環境教育の促進

☆現状と課題☆

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

本町の豊かな自然を守り、快適な環境を将来に引き継いでいくためには、経済社会活動の基盤が環境であることを念頭に置き、経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないように形に地域を転換していくことが重要です。そのためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も統合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境から地域づくりを進めていくことが必要です。

本町が有する自然や景観、文化的資源などの地域資源を適切に保全し、再生することによって、温室効果ガスの吸収、生物の生息・生育の場、良好な景観・風土の形成など環境に関する様々な機能が向上し、それらを農作物等の地域産品の提供や観光誘客、防災・減災に活用することによって、地域活性化や自然災害の軽減など経済・社会に関する効果も期待されます。

これらを推進するためには、地域づくりの担い手である町民・事業者と町が自らの役割を認識し、相互のネットワークを構築・強化することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベント等での啓発などの充実が求められています。

総合的学習における環境教育の導入支援や、海・山の学校間の交流などを通じて、学校教育の中で自然環境に接する機会を増やしていくことや、新エネルギー使用施設の見学など、子どもたちが自然や科学に触れる場を提供するなど自然体験活動を支援し、遊びを通じた環境に対する意識づくりが大切です。

物質的な豊かさを過度に追求するこれまでの生活を見直し、これからは省エネルギーや省資源、物を大切にするなど、新たな生活様式に転換する必要があり、子どもから大人まで、環境保全の活動や自然体験活動に関する指導者や組織の育成・支援に努め、環境教育の充実を図ることも大切です。

☆アンケート結果☆

町民アンケートでは、「環境問題について、どのようなところから情報や知識を得ていますか？」という質問に対し、「テレビ・ラジオ」が77.4%と最も多くなりました。

☆重点施策☆

環境基本計画の熟知、推進

環境基本計画に示された事業を行う推進体制を確立し、積極的に温室効果ガスの削減や環境保全の取り組みを行います。

☆基本施策☆

施策名	所管課
自然愛護思想の普及拡大	
緑の少年団などの活動促進	経済産業課
環境教育・環境学習の推進	学校教育課
食農教育の推進	学校教育課
児童施設のグリーンカーテンへの取り組み	学校教育課
情報提供	
家庭でできる省エネ・エコに関する情報を扱った書籍の貸し出し	生涯学習課
環境白書・環境レポートの充実	環境安全課
環境美化意識の向上	
環境美化ポスターの募集による意識の向上	環境安全課
子ども会雑古紙集団回収への補助	環境安全課
施設見学会を実施し、現状を説明し、ごみ減量化・リサイクルを推進	環境安全課
食糧問題への意識啓発	
地場生産・地場消費の推進	経済産業課
玉村町食糧安保構想の推進	経済産業課
優良食品加工業の振興	経済産業課

町民の取組

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、環境に興味、関心を持つ。
- ・環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを普段の生活のなかで実践する。
- ・歴史や文化財に関する講座やイベント等に参加し、本町の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高める。
- ・身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力する。

事業者の取組

- ・社員に対する環境教育を実施、環境への意識を高める。
- ・町や各種団体が行う学習会や講演会、セミナーなどに積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを事業活動において実践し、環境負荷軽減を図る。
- ・事業活動において、歴史的遺産・文化財への配慮や保護活動を実施・支援する。



第5章 計画の推進—進行管理

社会情勢や経済情勢の変化、また、住民や事業者等からのニーズの多様化など、町の環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。環境基本計画の適切な推進は、こうした状況の変化を的確に捉え、施策へ反映させることが重要です。

そこで計画の実効性を高めるために、以下のような推進体制と進行管理のしくみにより計画を実行します。

第1節 計画の推進

(1) 庁内環境調整会議

この計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の環境施策を総合的、計画的に実施するため、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。

(2) 環境審議会

町民や団体の代表からなる環境審議会に対し、計画の見直し等が生じた時、環境施策などについて、意見を求め施策の展開に反映させて行きます。

(3) 関係機関及び関係団体などとの連携

環境施策を総合的に実施するためには、環境課をはじめ、関係各課や地域の各団体の支援や協力が必要です。従来からの環境関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通して、それぞれの地域団体などとの協力体制を図っていきます。

第2節 計画の評価

計画を推進するために、中間年度及び最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。

各課は、毎年度末に環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、事務局に報告します。事務局は、各課からの環境事業評価を庁内会議等に諮り、次年度の課題を明確にするとともに、翌年度以降、重点に実施する事業を決定し、玉村町環境審議会に報告します。

また、全体的な取り組みについては、アンケート調査などの評価を検討し、計画を推進していく中で目標達成に向けた課題の整理と取り組み内容の見直し・改善を必要に応じて行います。

計画の最終年度である令和12年度に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次の計画づくりに生かしていきます。

第3節 計画の進行管理

環境基本計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化するだけでなく、町民、事業者の主体的な参加と実践が必要不可欠です。

町は、「玉村町環境基本計画 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCA サイクルを回していきます。



また計画策定後は、各年度において、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。



1 玉村町環境基本条例及び環境審議会等

○玉村町環境基本条例（平成11年12月17日 条例第18号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、住民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代で継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減すること、及びその他の行動に取り組むことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他

の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる、環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び製造に関する施策に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告等)

第7条 町長は、必要に応じ、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して町が講じた施策について報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 町は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玉村町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玉村町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための規則)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為
- (環境保全上の支障を防止するための措置)

第12条 町は、事業者又は住民が環境への負荷の低減のための施設の設備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第13条 町は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
 - (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
 - (3) 公園、緑地の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業
- (資源の循環的な利用等の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び住民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適環境の創造等)

第15条 町は、地域の特性をいかした良好な景観、利根川や烏川などを活かした水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第16条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及びすべての世代の住民が、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第17条 町は、事業者、住民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の

環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(環境管理及び環境監査の普及)

第20条 町は、事業活動に係る環境負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(町の率先実行)

第21条 町は、自ら事業者及び消費者としての立場にかんがみ、環境の保全及び創造に資する行為を、率先して実行するものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境の保全について、県及びその他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、玉村町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、町長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項については、町長が別に定める。

第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等

(推進体制の整備)

第24条 町は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、民間団体等との協働により、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の市町村との協力)

第25条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

○玉村町環境審議会設置要綱

平成6年2月3日

要綱第3号

改正 平成7年11月10日要綱第7号

平成11年3月19日要綱第8号

平成11年5月28日要綱第12号

平成11年12月17日要綱第19号

平成14年4月23日要綱第8号

平成16年8月1日要綱第6号

平成18年1月16日要綱第1号

平成18年3月14日要綱第3号

平成22年3月9日要綱第2号

平成30年3月31日要綱第18号

(目的)

第1条 玉村町環境基本条例（平成11年条例第18号。以下「環境基本条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、玉村町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、環境基本条例第23条第2項及び第3項に規定された事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 佐波伊勢崎農業協同組合たまむら担当理事
- (2) 商工会長
- (3) 識見を有する者
- (4) 保健衛生組合長及び副組合長
- (5) 県環境アドバイザー
- (6) 区長会長
- (7) 地球温暖化防止活動推進員
- (8) 玉村町小中学校長
- (9) 県中部環境事務所長

2 審議会は、必要があるときは、委員以外の出席を求め質問し、説明させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、町長の諮問があったとき、又は委員の3分の1以上から審議すべき事項を示して招集を請求されたときは、速やかに審議会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 審議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第8条 審議会は、会議事項に関し、必要な事項をその都度、町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境安全課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、その都度審議会に図り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則(平成7年11月10日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月19日要綱第8号)

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成11年5月28日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成11年12月17日要綱第19号)

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成14年4月23日要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年8月1日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年1月16日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月14日要綱第3号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月9日要綱第2号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日要綱第18号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○玉村町環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

所属機関等	氏名	備考
佐波伊勢崎農業協同組合常務理事	鈴木 敦	
玉村町商工会副会長	永塚 徹	
群馬県立女子大学	甲村 美帆	
玉村町保健衛生組合長	根岸 清隆	副会長
玉村町保健衛生組合副組合長	福島 和芳	
群馬県地球温暖化防止活動推進センター長	片亀 光	会長
玉村町区長会長	新井 富男	
地球温暖化防止活動推進員	嶋田 きよ子	
地球温暖化防止活動推進員	三木 恵子	
玉村町立玉村中学校長	関口 雅晶	
群馬県中部環境事務所長	近藤 尚志	

○策定経過

令和2年	10月13日	町民・事業者・農業従事者・小中学生アンケート実施（※小中学生は10月14日～10月19日）
	～10月26日	
	11月25日	第1回玉村町環境審議会開催
		玉村町環境審議会委員委嘱 環境審議会に対し玉村町環境基本計画（2021-2030）の策定について諮問
令和3年	1月21日	第2回玉村町環境審議会開催
	3月19日	第3回玉村町環境審議会開催
	4月23日 ～5月14日	パブリックコメント手続き
	5月31日	玉村町環境基本計画（2021-2030）の策定について答申
	6月 1日	玉村町環境基本計画（2021-2030）策定

2 玉村町環境基本計画（2016～2020）の一般事業の取組み実績と評価

「玉村町環境基本計画（2016～2020）」における重点以外の事業の実施状況については、以下の通りとなります。ほとんどの事業において事業が進行していますが、普及啓発事業など、一部事業において未達成事業があるなど、更なる取組みが必要です。

施策番号	施策名	2020年度までの取組み方針	2020年度までの取組み実績	評価
1	環境家計簿普及活動	県で紹介している各家庭での節電の取組みをホームページで紹介	公表されている取組み事例が少なく、普及のための準備が整わなかった	×
2	エコライフコンクール	エコライフを実践している方の取組みを広報誌等で紹介することを検討	公表されている取組み事例が少なく、普及のための準備が整わなかった	×
3	オフィスの節電活動推進	家庭や事業所のできる省エネ等の方法をHP等で紹介していく	昼休み中や業務終了後における不要箇所の消灯を実施	○
		ISO 認証取得を推奨する	ポスター等の掲示による広報・周知	○
4	「緑のカーテン」普及事業	引き続き公共施設で実施し、町民の方々へも普及させる	主に保育所・児童館にて実施	○
5	省エネルギー設備機器の普及促進	HP等においても紹介していく	インターネット等で多くの情報が入手できるため実施せず	×
6	住宅・オフィスの省エネ化の推進	HP等においても紹介していく	インターネット等で多くの情報が入手できるため実施せず	×
7	省エネ行動の実践：公共施設における節電の率先実行	不要な電灯の消灯や冷暖房の温度設定を徹底する	昼休み中や業務終了後における不要箇所の消灯を実施	○
8	ソーラーシステム等の自然エネルギーの導入促進	住宅用太陽光発電システム設置への助成を行う	住宅用太陽光発電パネル設置に対して補助制度を予算化	○
9	町有施設へのソーラーシステム・省エネ機器の導入	施設の建て替え時点で検討する	交換が必要な蛍光灯はLEDに交換	○
		施設の建て替え時点で検討する	施設の建て替え実績なし。エアコンの設定温度を省エネ設定にした	○
		設備更新時に省エネ機器の導入を検討	照明機器にLEDを導入実施	○
			庁舎施設の大きな設備更新なし	△
		設備更新時に省エネ機器を導入実施	○	

施策番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
10	自転車道・歩道の整備促進	都市計画道路等の新設時点で検討する	都市計画道路等の新設時点で検討実施	○
11	事業所に対する自転車通勤・エコドライブの啓発	実施方法について検討する	各事業所で取り組んでいるため啓発は実施せず	×
12	町職員への自転車通勤奨励	近距離の職員へ推奨していく	近距離の職員に対し、自転車や徒歩での通勤を推奨	○
13	自転車及び低公害車の普及推進：公用車への低公害車導入	公用車の購入時に低公害車の導入を検討する	ハイブリッドカーや低排出のエコカーを選び購入している	○
14	巡回バスをはじめ公共交通の充実を図る	民間事業者と協議を行い、便利なものとなるよう検討する	乗合タクシー「たまりん」の利便性が向上するよう、数度再編を実施	○
15	道路整備による渋滞改善	県とも協議し渋滞解消に取り組む	渋滞解消への取組みとして、県と継続的に協議を実施	○
16	河川敷・社寺林などの森林保全	管理者と協議して取り組む	管理者と協議を継続している	○
17	施設緑地の拡充	樹木は十分であり、維持管理を行う	維持管理を適切に実施した	○
		現在の緑地の維持管理を行い、拡充については管理のことを考慮し判断する	現在の緑地の維持管理を行い、拡充については管理のことを考慮し判断した	○
18	街路樹の整備と透水性・排水性舗装の推進	歩道整備時に透水性ものを検討する	歩道整備時に透水性ものを検討した	○
		県とも連携して導入していく	県とも連携して導入を実施	○
19	植樹活動	広報誌や地図で紹介していく	長野県山ノ内町の志賀高原スキー場跡地での植樹イベント「ABMORI」に参加し、広報で紹介した	○
20	事業所・家庭での自主的な緑化の推進	土地管理者へ広報誌等で普及啓発していく	土地管理者の判断により植樹されている	○
21	産業祭での苗木の配布	産業祭において苗木を配布する	産業祭においてラズベリー等の苗木を配布している	○
22	ふれあい農園等遊休地の活用	農園として町民の方へ貸し出し、農地として有効活用する	全159区画のうち154区画を貸し出し、住民が農地として有効利用している	○
23	巨樹・古木などの「ふるさとの木」の保全	管理者の判断により取り組む	町または地域のシンボルとなるような樹木については、玉村町景観計画において指定されている	×
24	「記念の森」への植樹	記念の森は既に森であり植樹の必要がない	植樹の必要がないため未実施	×

施策番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
25	グリーンバンク制度（「緑の貯金箱」）	自販機の販売額の一部を緑化に充てる制度を研究	登録樹木の移植先となる公共事業の実施が見込めないため未実施	×
26	事業所・家庭での再生紙・非木材紙の利用拡大	啓発活動を検討する	啓発方法について検討実施	△
			啓発方法について検討実施	△
27	トンボやホタルの飛び交う町の再現	ホタルは未確認である	水路等については必要に応じ各地区で清掃活動を実施	×
28	五料公園の整備	維持管理を地区で行う	維持管理のため、除草等を地元の五料区に委託	○
29	メダカ・カエル・カブトエビ・ホウネンエビの泳ぐ田んぼ・水路の再現	今後実施を検討する	水路等については必要に応じ各地区で清掃活動を実施	×
		年間での通水を要望し、現状を維持していく	年間での通水を要望し、引き続き現状を維持	○
		現在の施設の維持管理を行う	現在の施設の維持管理を実施	△
30	事業所に対する普及・推進（ゼロエミッション）	実施について検討する	各事業所への普及・推進方法について検討実施	△
		事業者への啓発検討する	各事業所への普及・推進方法について検討実施	△
31	優良事業者への表彰制度	実施について検討する	表彰による効果が見込めないため実施せず	×
			表彰による効果が見込めないため実施せず	×
32	異業種交流や協同化の支援	実施について検討する	各事業所において検討すべきと判断し未実施	×
			各事業所において検討すべきと判断し未実施	×
33	事業所に対する普及・推進	普及啓発を行う	各事業所への普及・推進方法について検討実施	△
		普及啓発を検討する	各事業所への普及・推進方法について検討実施	△
34	グリーンコンシューマー運動への取り組み	普及啓発を行う	可能な限りグリーン購入対象商品を購入した	○
35	水資源の有限性・重要性の啓発	広報や施設見学時に啓発を行う	町広報誌で周知を図り、小学生の社会科見学時に啓発を実施した	○
36	雨水利用の推進	取り組み内容を検討する	現状では具体的な活用方法なしと判断	×
37	漏水防止対策の実施	漏水調査を行い、老朽管の敷設替えを行う	老朽管の布設替を実施した	○
38	下水道処理水の有効利用策の検討	研究委員会において利用方策を検討する	下水処理場の資源（処理水・汚泥）の活用について県・調査研究委員会と協議を実施	○

施策番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
39	広域連携と町の 役割の明確化	県の計画を把握し検討する	2020年度より3市1町広域検討会に参加	○
40	分別の細分化	更なる細分化を検討する	古着の資源ごみでの収集を実施継続	○
41	生ゴミ堆肥化の 検討	家庭への助成を行い堆肥化を推進する	生ごみ処理機の助成制度を継続	○
42	次世代型処理システムに関する 情報収集	研修会等へ参加し情報収集を行う	新規施設見学会等へ参加し情報収集を実施	○
43	収集の有料化・ デポジット制などの制度研究	他市町村の動向を把握し検討していく	毎年他市町村有料化状況について調査	○
44	産業廃棄物等の 適正処理推進	県と協力して推進する	県と情報共有し、協力して推進	○
45	農業用ビニール・ 麦わら等の 適正処理と処理 システム研究	農業用ビニールはクリーンセンターにおいて有料回収し、わらはすき込みを指導する	農業用ビニールは年1回の有料回収実施し、産廃による適切処理を指導	○
46	ゴミ処理状況の 情報開示	広報誌等で紹介し、施設見学会で説明していく	施設見学会として、毎年クリーンセンター見学会を実施。ダイオキシン、放射線量は測定値をホームページに掲載	○
47	先進的な取り組みについての 情報提供（雑紙回収等）	ぞつ紙の拠点回収事業を全地区で実施するよう働きかけを行う	ぞつ紙回収拠点の増加 収集によるぞつ紙回収を実施	○
48	焼却ゴミの削減	広報誌や衛生支部長会議でゴミの分別を啓発していく	広報誌や衛生支部長会議でゴミの分別を啓発	○
49	エコクッキング、 レジ袋有料化の推進	マイバック等取り組みを県と連携して進める	レジ袋の有料義務化に伴いマイバックの普及が進み、町で推進する必要性が薄れたため実施せず	△
50	小売店に対する 過剰包装是正についての普及・ 啓発	実施方法について検討する	レジ袋の有料義務化に伴い啓発の必要性が薄れたため未実施	△
		商工会と実施方法を検討する	レジ袋の有料義務化に伴い啓発の必要性が薄れたため未実施	△
51	分別方法についての啓発	ごみ収集カレンダーに記載し、分別や出し方を周知していく	「ごみ収集カレンダー」と「ごみと資源の出し方・分け方」は毎年度見直し周知を実施	○
52	粗大ゴミの分解 資源化	使用できるものは再利用する	家電類他リユース品は事業者へ売却実施し、粗大ごみは簡易分解して金属類、木質類の資源化を実施	○
53	生ゴミ処理機・ 枝葉粉碎機の普及	広報誌で補助金を交付していることを紹介し導入を進める	生ごみ処理機購入に対する助成制度を広報・ホームページに掲載。枝葉粉碎機は需要減に伴い補助制度を終了した。	○

施策番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
54	容器包装リサイクル実施	可燃ごみと合わせて排出されることもあり、分別を周知していく	ペットボトルはネット袋で回収することを広報に掲載・周知し、容器ビンは容器包装リサイクル協会で処理契約を行った	○
55	剪定枝などの未 利用資源の活用	枝木を木質燃料として、処理委託する（28年度より実施）	枝木類はクリーンセンターへ直接搬入を推進し、燃料資源化量が増加した	○
56	役場及び公共施設からの廃棄物 減量	ぞつ紙の分別収集を周知して可燃ごみの減少に努める	ぞつ紙の分別収集を実施	○
57	公共工事・土木 建築事業でのリ サイクル推進	引き続き再生材の使用を実施する	継続して再生材の使用を実施	○
58	剪定枝、畜産ふん尿、麦わら等 未利用資源の有 効活用	枝木を木質燃料として処理委託する	糞尿は一部田畑に還元し、麦わらは水田にすきこみ養分として活用した	○
59	ゴミのポイ捨て の防止指導	広報誌で周知し、頻繁に投棄される場所へは看板を設置する	広報・ホームページで周知し、頻繁に投棄される場所へは看板を設置した	○
60	ペットの糞の適 正処理	広報誌や登録・注射時に啓発する	広報・ホームページで周知し、窓口手続き時や集合注射時に啓発グッズを配布した	○
61	地下水の過剰な 汲み上げの規制	県と連携して取り組む	引き続き県と連携して取り組んだ	○
62	歩道への透水性 舗装の採用	歩道整備時には透水性を基本に考えて整備する	歩道整備時には透水性を基本に考えて整備を実施した	○
63	水辺の森公園・ 東部スポーツ広 場への親水空間 整備	現存の設備を維持管理していく	住民の憩いの場として利用してもらうため、維持管理を実施	○
64	滝川・藤川等の 住民参加による 清掃活動の実施	地域住民により実施	地域住民により実施	○
65	農業用水路・排 水路の美化推進	排水路の清掃を各地区にお願いし、実施していただく	排水路の清掃を各地区で実施した	○
		地域の農業者で実施していただく	引き続き地域の農業者で実施した	○
66	流域他市町村と の連携（河川愛 護活動等）	河川クリーン作戦を実施	毎年度河川クリーン作戦を実施	○
67	PRTR 法適用事業 所への啓発	実施を検討する	県と連携し啓発を検討	△

施策番号	施策名	2020年度までの 取り組み方針	2020年度までの 取り組み実績	評価
68	焼却灰・飛灰の 適正処理	適切に最終処分場で 処理する	最終処分場で適切に処理を実施。平成 30年度より焼却灰の一部をリサイク ル処理開始	○
69	次世代型処理シ ステムの研究実 施	先進地の情報収集を 行う	新規施設見学会等へ参加し情報を収集	○
70	事業所焼却炉の 規制と指導	焼却炉の適正な使用 を広報等で啓発する	焼却炉の適正な使用を広報等で啓発	○
71	自家焼却自粛の 啓発	広報誌等で野焼きの 禁止を周知し、焼却時 には現場で原因者を 指導する	広報誌等で野焼きの禁止を周知し、焼 却時には現場で原因者を指導	○
72	禁煙・分煙運動 の推進	庁舎外に喫煙場所を 設けている	庁舎敷地内を全て禁煙とした	○
73	環境保全型農業 の推進	減農薬等に取り組む 農業者を支援する	町内圃場において2団体が取組実施	○
74	適切な農薬散布 指導	J Aと連携して適切 な散布を指導する	散布機械を導入し、適切な散布を実施	○
75	自家焼却の自粛 と野焼きの規制	広報誌等で野焼きの 禁止を周知し、発生時 には現場で指導する	広報誌等で野焼きの禁止を周知し、焼 却時には現場で原因者を指導	○
		農業者へ野焼きを行 わないように指導す る	農業者へ野焼きを行わないように指導 した	○
76	大気汚染の実態 把握と情報提供	県と連携して取り組 む	引き続き県と連携して取り組んだ	○
77	大気汚染防止 法、公害防止協 定などの遵守	県と協力して取り組 む	引き続き県と連携して取り組んだ	○
78	事業所等への指 導徹底	苦情発生時に指導を 行う	苦情発生時に指導を行い、内容によっ ては県と連携して指導を行った	○
		今後検討する	環境安全課と協力して対処した	○
79	水質汚濁の実態 把握と情報提供	引き続き公共水域の 水質調査を実施し、現 状を把握し、公表する	公共水域の水質調査を実施し、現状を 把握し公表した	○
80	水質汚濁防止 法、公害防止協 定などの遵守	県と協力し取り組む	引き続き県と連携して取り組んだ	○
81	排水基準超過事 業者への指導	県と協力して取り組 む	引き続き県と連携して取り組んだ	○
82	騒音・振動の実 態把握と情報提 供	道路や事業所の騒音 測定を年1回行い、実 態を把握し、公表する	道路や事業所の騒音測定を年1回行 い、実態を把握し公表した	○
83	監視・測定の実 施と事業所等へ の指導徹底	騒音等の苦情発生時 に事業所への指導を 行う	苦情発生時に現場を確認し原因者に対 し指導を行った	○

施策番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
84	下水道整備済み 区域での接続促進	下水道の整備時や広 報誌で周知する	広報・ホームページで周知を図るとと もに、接続相談会の開催や個別訪問を 実施した	○
85	台所排水への配 慮啓発	公共水域の水質状況 を調査し、公表する	上下水道課と連携し、下水道接続を促 進	○
		個別に検査時に説明 する	検査時に個別説明を実施	○
86	関係者や地域住 民による清掃活 動	排水路の清掃を各地 区にお願いし、実施し ていただく	春、秋の環境美化運動として、排水路 の清掃を各地区にお願いし実施	○
		通水時に農業者を中 心に用水路清掃を実 施していただく	通水時に農業者を中心に用水路清掃を 引き続き実施	○
87	工業団地への立 地誘導	企業誘致に際して検 討する	工業団地の拡張に伴い企業誘致を実施	○
88	道路補修と植栽 による自動車騒 音の軽減	補修の必要箇所を速 やかに実施する	補修が必要となった場所について速や かに対処した	○
89	移転・施設改善 への助成の検討	利子補給制度	利子補給制度を実施した	○
90	不法改造車の取 り締まり要請	安全安心パトロール で確認した際に警察 と連携したい	現時点では警察との間で連携できてい ない	×
91	違法な埋立の発 生抑制	条例に基づき埋立て 土砂の性状を把握す る	埋立て規模により必要な申請を受け付 け、条例に基づき埋立て土砂の性状を 把握した	○
92	公害防止協力員 (Gメン) 制度の 検討	保健衛生支部長と検 討する	保健衛生支部長には地区のごみステー ション管理をお願いしているため、新 たな協力員制度は実現が難しい	×
93	緑の少年団など の活動促進	小学校において緑の 少年団活動を実施す る	町内小学校5校で緑の少年団活動を実 施	○
94	環境教育・環境 学習の推進	引き続き教科内で取 り組む	教科を中心に教育活動全体で実施	○
		身近な自然環境にふ れる機会を設ける	子ども自然観察隊で、専門の講師を招 き体験の場を設けてきたが、参加者の 減少から事業廃止となった。	×
		引き続き稚魚の飼育・ 放流を行う	東日本大震災以降、稚魚の確保が難し くなったため事業を廃止	×
95	食農教育の推進	引き続き栽培の体験 活動を行う	米作りや野菜作りなど各校で実施	○
96	子ども自然観察 隊の実施	夏休み期間中に小学 生を対象に募集し、身 近な自然の観察会を 実施していく	平成30年度まで実施していたが、参 加者減少のため廃止	×

施策番号	施策名	2020年度までの 取り組み方針	2020年度までの 取り組み実績	評価
97	児童施設のグリーンカーテンへの取り組み	引き続き取り組む	各施設にてグリーンカーテンに取り組んだ	○
			あさがお・フウセンカズラ・ゴーヤのグリーンカーテンを実施	○
98	オゾン層・紫外線の現状についての情報収集と提供	今後実施を検討する	県や気象庁の情報の方が早く正確なため、町では提供していない	×
99	紫外線からの防御対策についての啓発	引き続き取り組む	理科や保健の教科で学習している	○
		今後検討する	県や気象庁の情報の方が早く正確なため、町では提供していない	×
		引き続き取り組む	外遊び時の帽子・日除けの設置	○
100	家庭でできる省エネ・エコに関する情報を扱った書籍の貸し出し	資料を整備し、利用者へ貸し出しを行う	新たな情報の資料を随時購入	○
101	縄文、弥生時代の暮らしと現代の暮らしにおけるエネルギー使用量の比較	引き続き取り組む	比較できる資料がないため未実施	×
102	環境白書・環境レポートの充実	3年に1度町の環境の現状を取りまとめ公表する	3年に1度町の環境の現状を取りまとめ公表した	○
103	基盤となる農地と担い手の確保(玉村町食糧安保構想の推進)	農地を確保し、認定農業者等へ農業公社を介して土地の集積を行う	農業公社を窓口として認定農業者等へ引き続き農地の集積を行った	○
104	直売所・朝市などの充実	JA や道の駅の直売所を維持していく	JA や道の駅の直売所の維持を継続	○
105	学校給食への地元農産物活用拡大	納入量を増加させていく	地元農家と連携・協力して地産地消を推進	○
106	小麦などの特産品を活用した食品加工業の振興	引き続き取り組みを支援していく	町内の特産品を利用した料理講習会を実施	○
107	教育施設における施設整備(屋外プールの日除けなど)	現有施設の維持管理を行う	施設の維持管理を適切に実施	○
108	環境美化ポスターの募集	小中学校における夏休みの課題として環境美化に係るポスターを募集し、コンクールを実施する	小中学校における夏休みの課題として環境美化に係るポスターを募集し、環境美化ポスターコンクールを実施	○

施策 番号	施策名	2020年度までの 取組み方針	2020年度までの 取組み実績	評価
109	クリーンセンターの開放	施設見学会を実施し、現状を説明し、ごみ減量化・リサイクルを推進する	クリーンセンター見学会を毎年実施	○
110	子ども会雑古紙集団回収への補助	引き続き集団回収へ補助を行い、取り組む	毎年実施しているが社会的な要因で新聞、雑誌回収量が減少している	○
111	施設における児童と一体となった省資源・節水の取組み	引き続き取り組んでいく	牛乳パック（おやつ）の再利用、古着・古紙の回収の実施	○
112	施設におけるエネルギー使用量の利用者への公表と省エネ・節水の呼びかけ	利用者へ節水等の啓発を行う	館内に電力使用量・料金とガス使用量・料金を掲示し節電を呼びかけた	○

3 アンケート調査結果（抜粋）

（1）アンケート調査の概要

《町民アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町に居住する 18 歳以上の男女 700 人
- (b) 抽出方法 住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和 2（2020）年 10 月 13 日～10 月 26 日
- (e) 回収数 345 人（回収率 49.3%）

《事業者アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町の事業所 200 所
- (b) 抽出方法 商工会データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和 2（2020）年 10 月 13 日～10 月 26 日
- (e) 回収数 62 所（回収率 31.0%）

《農業従事者アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町の農業従事者 100 人
- (b) 抽出方法 無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和 2（2020）年 10 月 13 日～10 月 26 日
- (e) 回収数 66 人（回収率 66.0%）

《小・中学生アンケート》

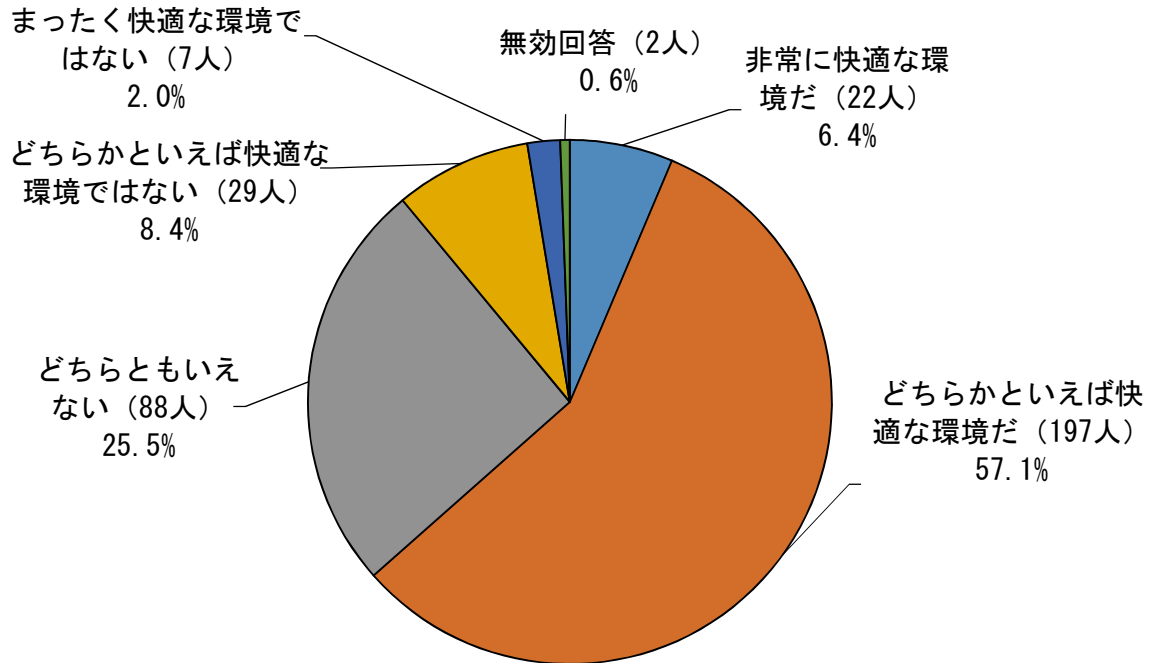
- (a) 調査対象 玉村町の小中学生 855 人
- (b) 町内の小学校 5, 6 年生、町内の中学校 2 年生
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和 2（2020）年 10 月 14 日～10 月 19 日
- (e) 回収数 832 人（回収率 97.3%）

(2) アンケート調査結果

《町民アンケート》

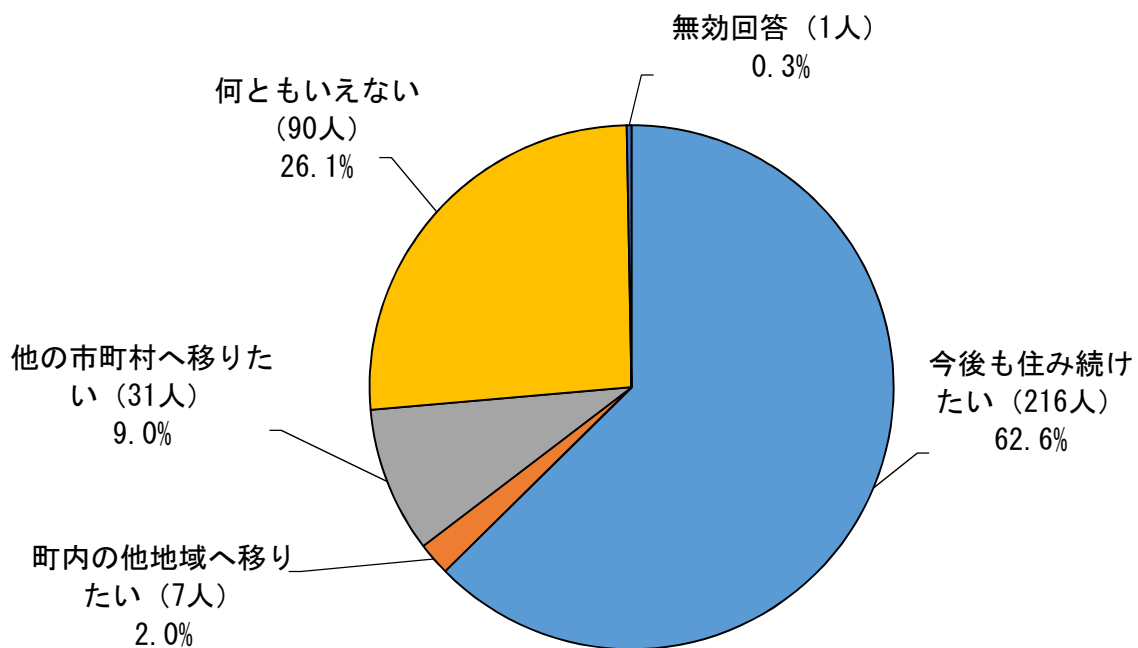
あなたは、身近な環境についてどのように感じていますか？

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



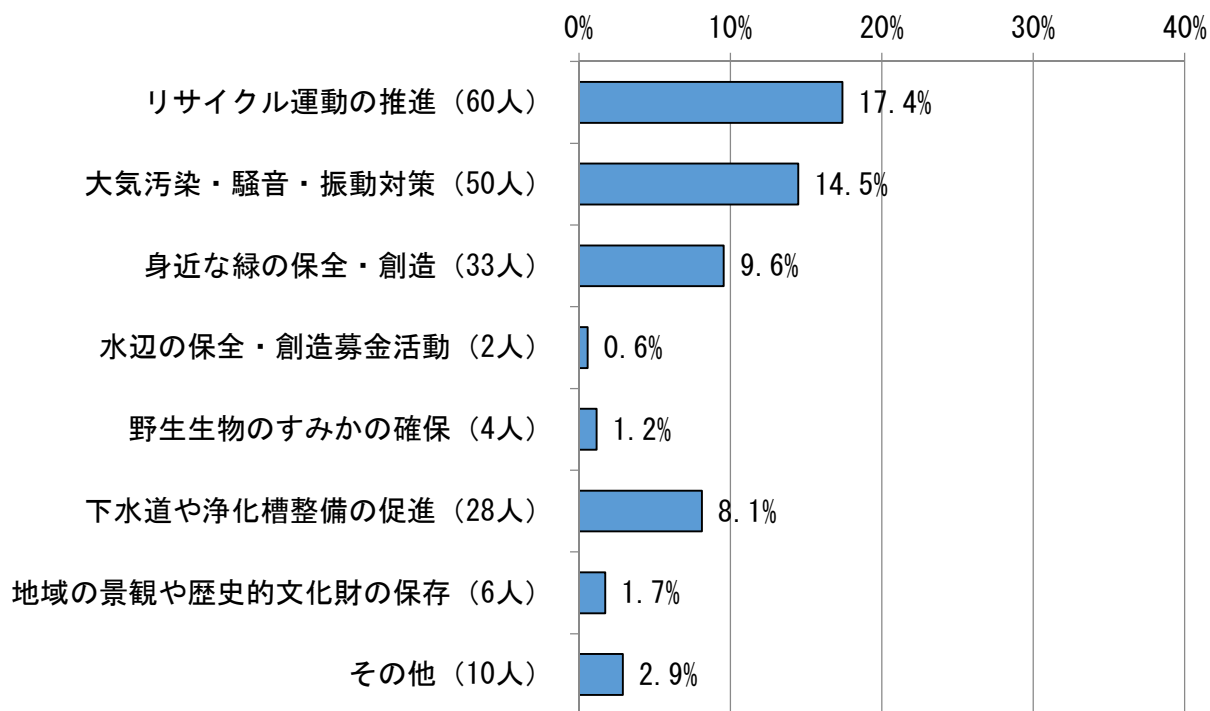
あなたは、現在お住まいの地域に、今後も住み続けたいですか。それとも他の地域に移りたいとお考えですか。

あなたのお考えに最も近いものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



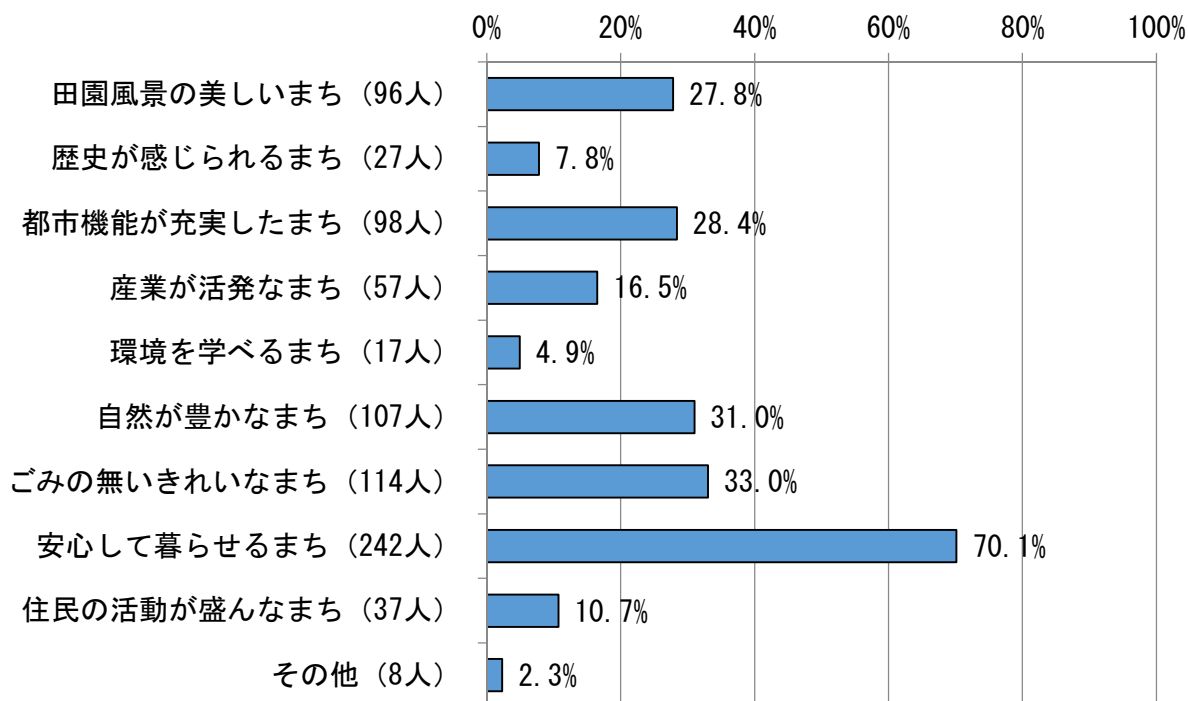
環境保全のための行動について、今後どのような事が必要と考えられますか？

次の中から重要と思うものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



あなたは、将来の玉村町がどのようなまちになったらよいと思いますか？

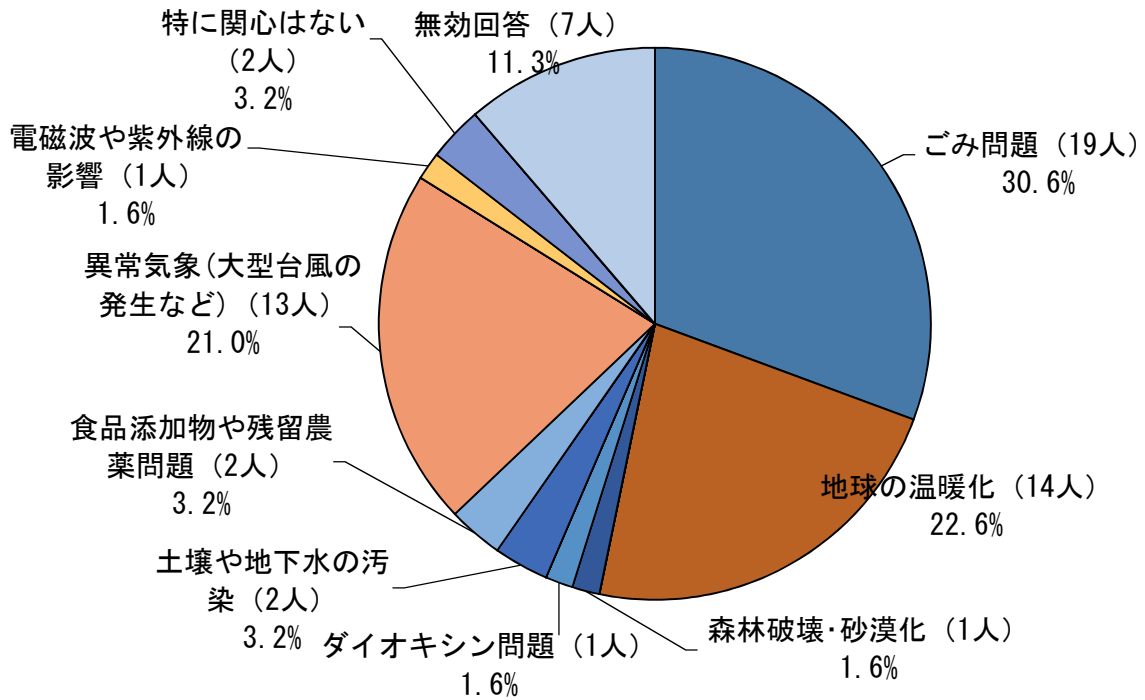
次の1～10の中から重要度が高いと考えるものを3つ選び、その番号に○印をつけてください。



《事業者アンケート》

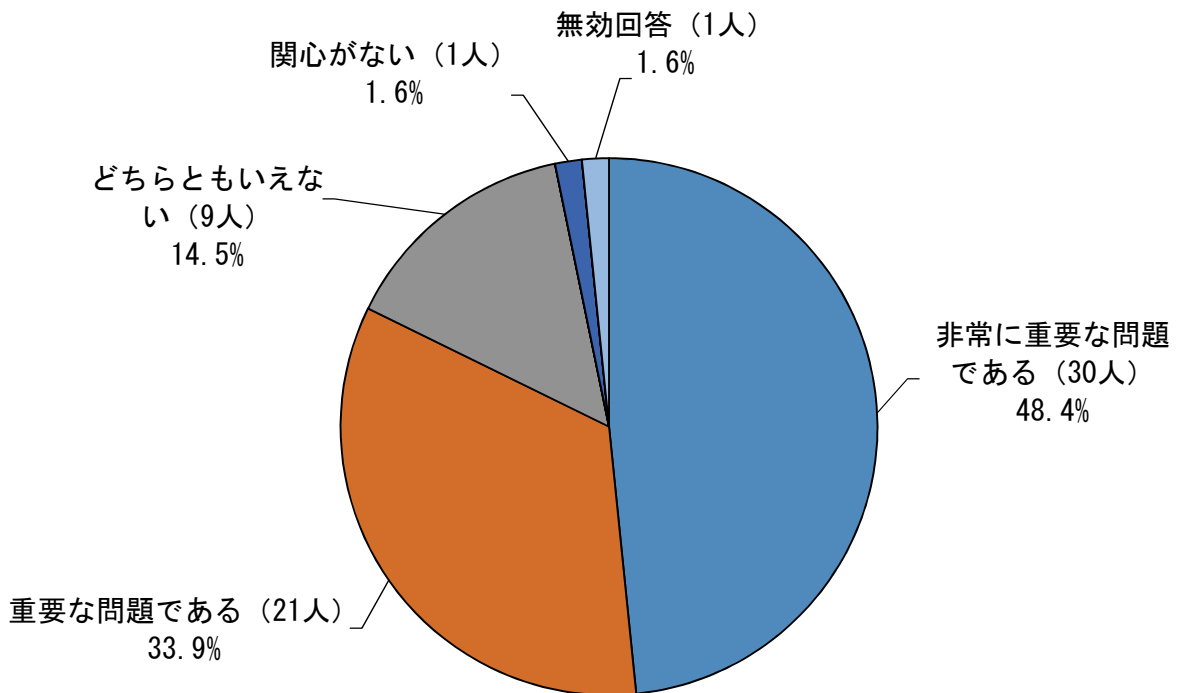
貴事業所において、今日の環境問題で関心があるものはどのようなことですか？

あてはまるものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



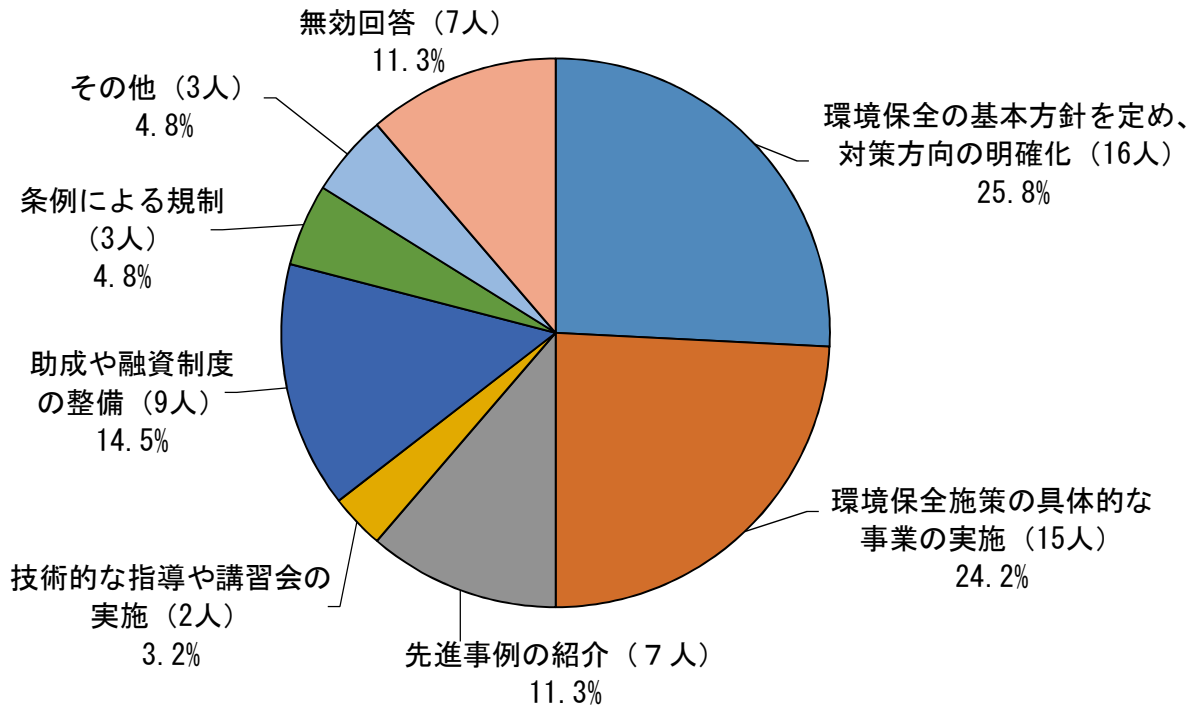
貴事業所の活動において地球温暖化問題を現在どのように捉えていますか？

あてはまるものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



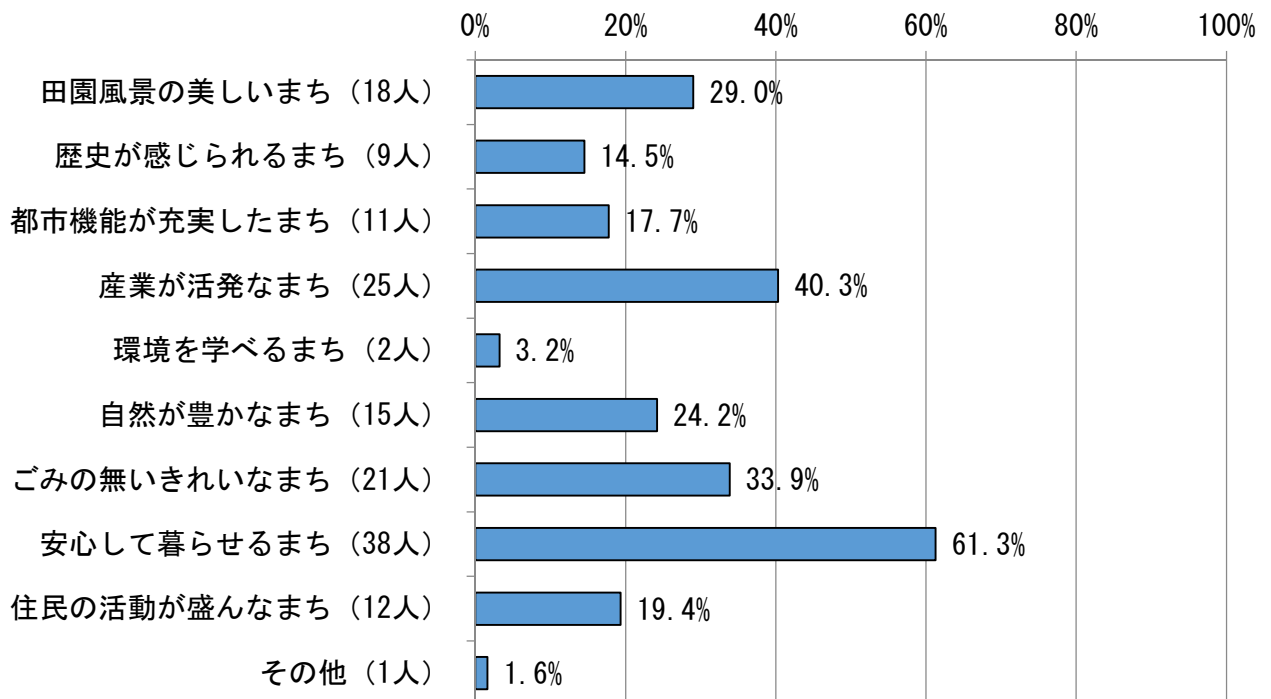
事業所として、町にどのようなことを望みますか？

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○印をつけてください。



あなたは、将来の玉村町がどのようなまちになったらよいと思いますか？

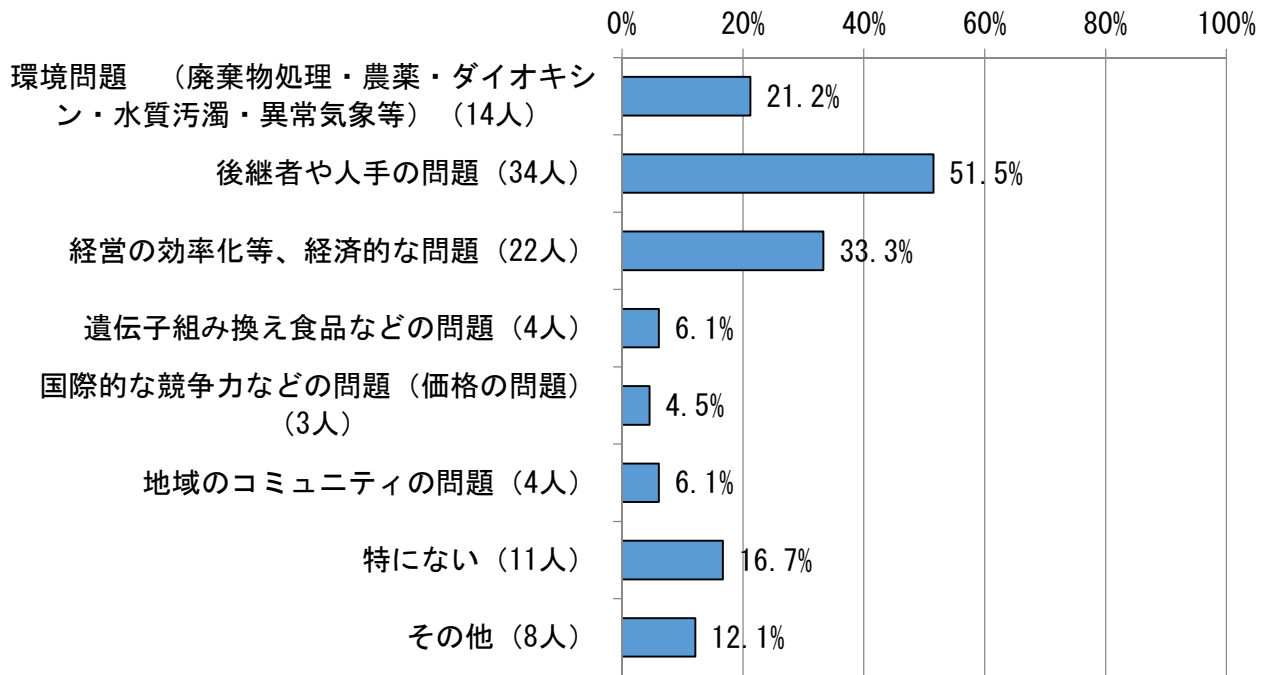
次の1～10の中から重要度が高いと考えるものを3つ選び、その番号に○印をつけてください。



《農業従事者アンケート》

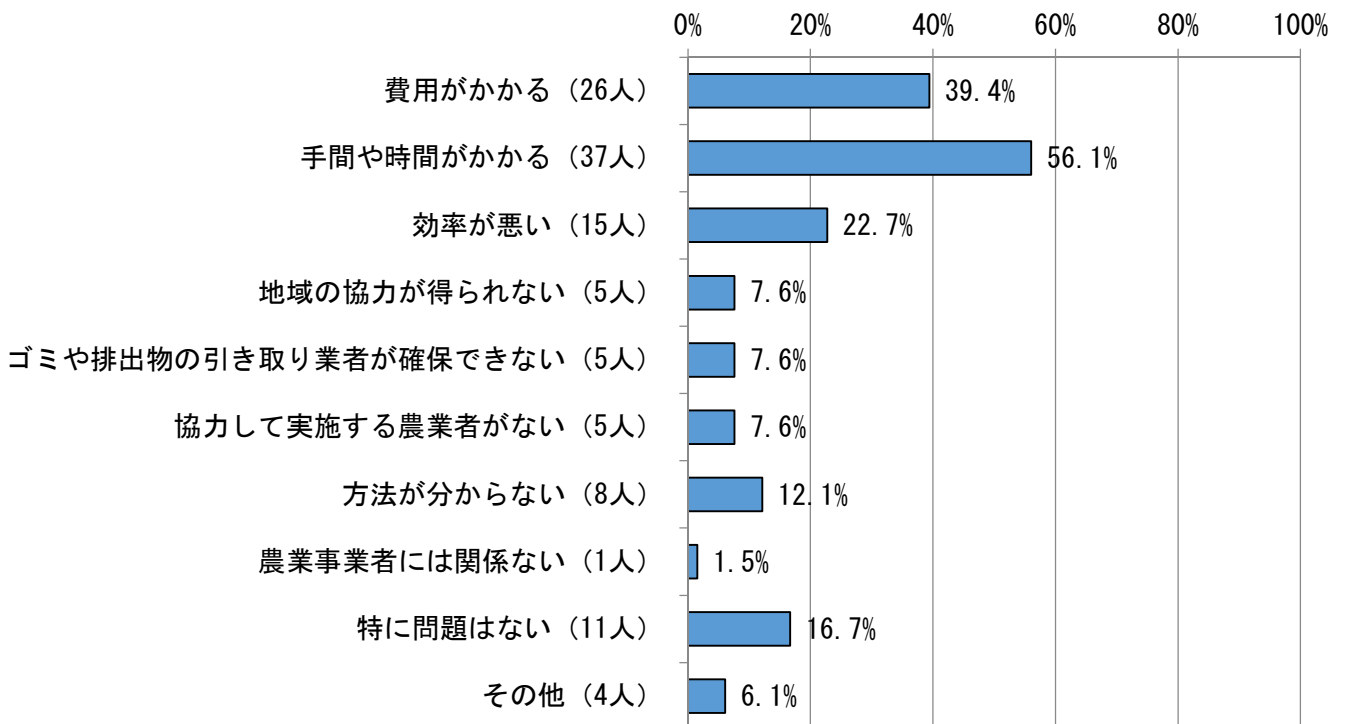
農業を営むうえで、現在、あなたが主にかかえている課題はどのようなことですか？

以下の中から特に感じているものを2つ選び、その番号に○印をつけてください。



農業従事者が環境保全の取り組みを推進する上で、どのような事が障害になると考えますか。

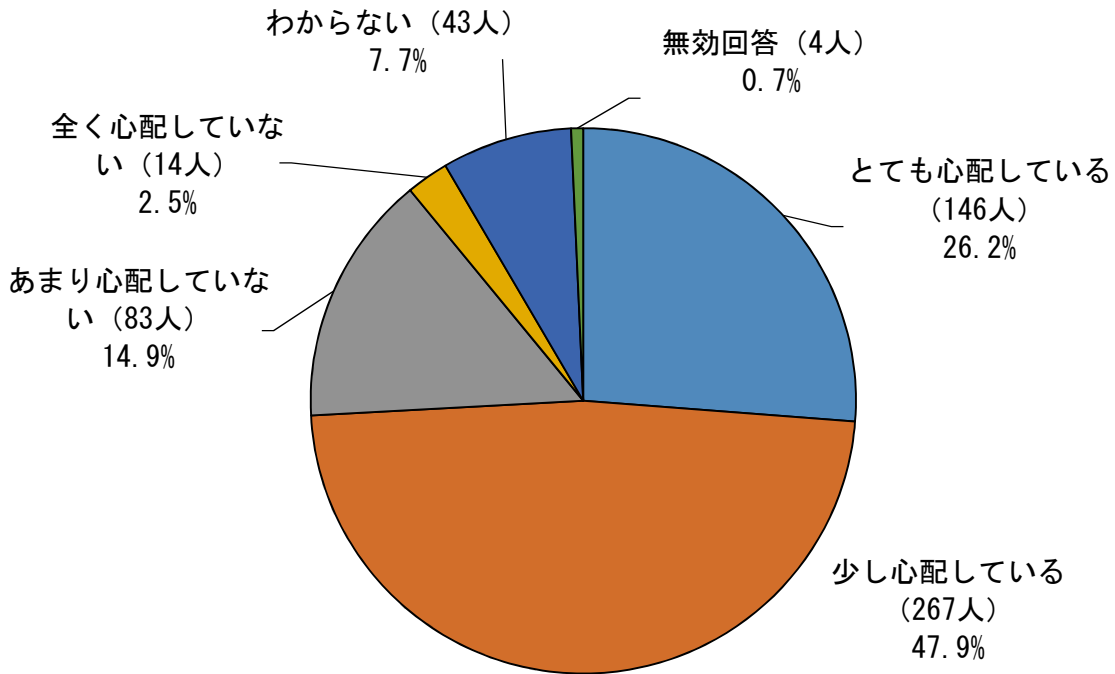
または、障害になっていますか？次の中からあてはまるものをすべて選び、その番号に○印をつけてください。



《小学生アンケート（回答 557 人）》

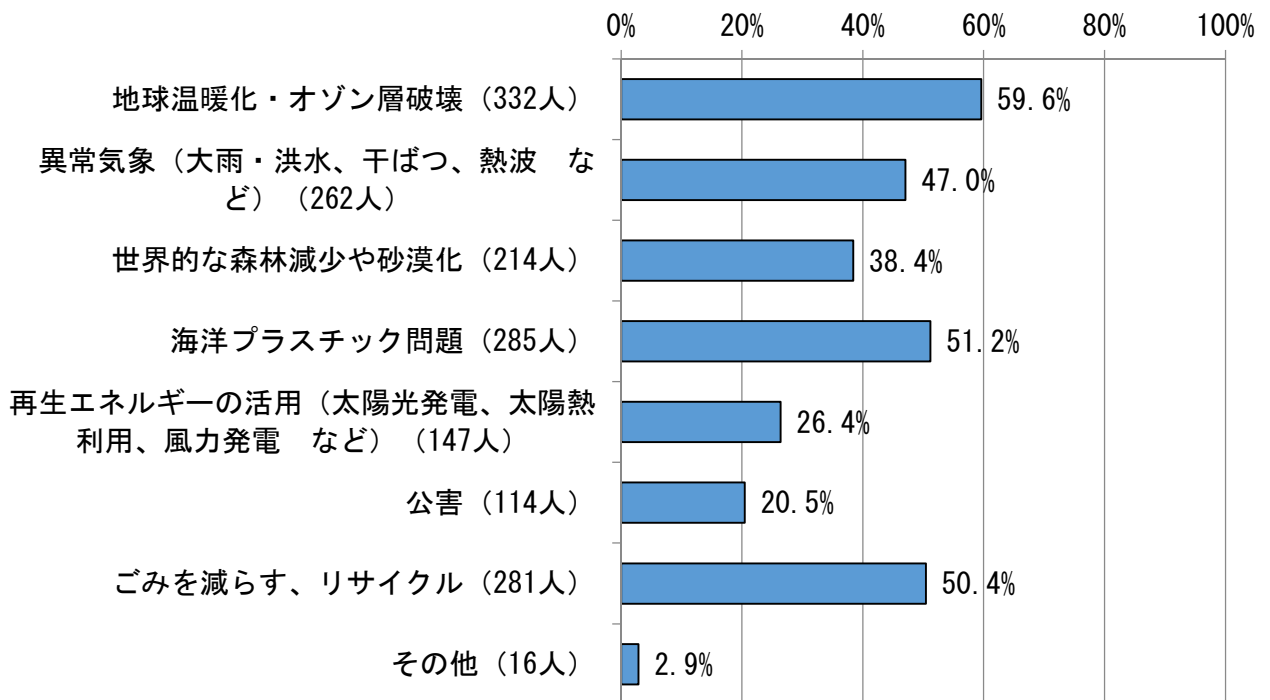
あなたは近年、地球の環境について、どのようにお考えですか？

あてはまるもの1つ選び、その番号に○印をつけてください。



あなたが、地球の環境について興味があるのはどれですか？

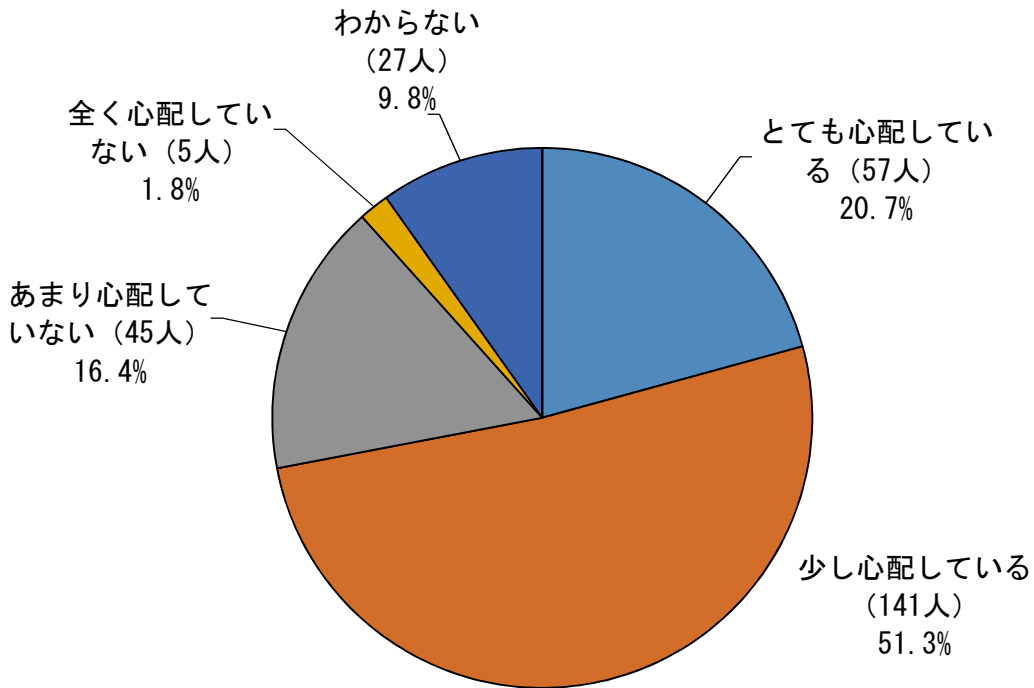
あてはまるものをすべて選び、その番号に○印をつけてください。



《中学生アンケート（回答 275 人）》

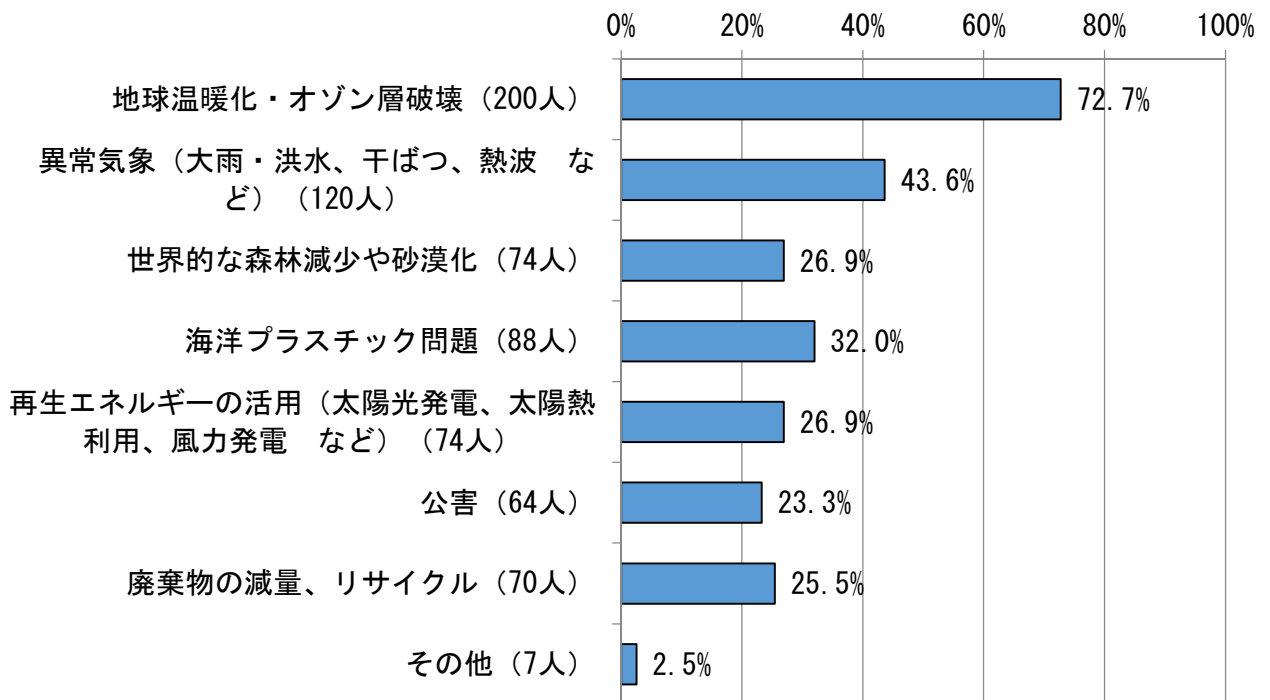
あなたは近年、地球の環境について、どのようにお考えですか？

あてはまるもの1つ選び、その番号に○印をつけてください。



あなたが、地球の環境について興味があるのはどれですか？

あてはまるものをすべて選び、その番号に○印をつけてください。



4 玉村町環境基本計画に取り入れたSDGsの考え方

「玉村町環境基本計画」と関連するSDGsについて、以下の通り示します。



目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 人々に保健と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び改革の推進を図る



目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 用語の説明

【あ行】

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいれば、その川も一級河川となる。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響がある。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを

意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い刺激性を有し、大気濃度が 0.12ppm 以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがある。

【さ行】

次世代自動車

ガソリン以外の燃料や新型エンジンを導入し、二酸化炭素や有害ガスなどの排出量が少ない環境に配慮した自動車の総称。電気自動車やハイブリッド車、燃料電池車などが含まれる。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにすることを指すもの。

【た行】

ダイオキシン類

物の燃焼過程などで非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（75 種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称と定義されており、人に対する発がん性が指摘されている。

太陽光発電

半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するもの。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多い。

【な行】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質としても知られている。

二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のもの。

フロン

炭化水素の水素原子のいくつかを塩素原子とフッ素原子で置き換えた人工のガスの総称。化学的性質

が安定しているため、エアコンの冷媒やスプレーの噴霧剤などとして幅広く利用されてきたが、オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されている。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

【英数字】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

化学物質排出移動量届出制度。様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする。

玉村町環境基本計画（2021-2030）

令和3年6月

発行 玉村町 環境安全課
〒370-1192
群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201
TEL 0270-65-2511（代表）
FAX 0270-65-2592
e-mail kankyo@town.tamamura.lg.jp

